

策的、法的、制度的、組織的措置の下で正式なものとなるように、一層の努力を行うことを求める。

11. 湿地生態系がもたらす多くの機能、価値、恩恵の観点から、そういった環境上の価値、経済的価値、広い意味での社会的価値が政策決定や管理過程において含まれるようにするため、影響評価の手続きにおいて湿地生態系の真の価値が特定されることを締約国に対して奨励する。
12. さらに、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(決議 .8)により奨励されているように、湿地に関する影響評価の過程において、地域の利害関係者が含まれるよう透明かつ参加型のやり方で行われることを、締約国に対し奨励する。
13. また、登録湿地について、進行中のモニタリングと影響評価の一部として、「湿地モニタリング計画を企画するための枠組み」(決議 .1)及び「湿地リスク評価の枠組み」(決議 .10)を適用するよう、締約国に対し奨励する。
14. さらに、複数の国にまたがる湿地や河川流域を有する締約国に対して、「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」(決議 .18)及び「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)で奨励されているように、その影響評価には近隣諸国との協力による取組を目指すよう求める。
15. 湿地生態系の保全と賢明な利用のための奨励措置を計画し実施する手段として、影響評価を利用することを促進するために、生物多様性条約や移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)の事務局、そしてOECD(経済協力開発機構)、国際影響評価学会、IUCN(国際自然保護連合)等の関連する協力機関との業務を、引き続き進めるようにラムサール条約事務局に対し求める。
16. さらに、これまでの3年間に高い優先度を与えられていた事項(勧告6.2及び6.10)にしたがって、湿地の環境影響評価及び経済評価に関する既存のガイドラインや情報を再検討するために、科学技術検討委員会とラムサール条約事務局に対し、生物多様性条約や他の関連条約の類似組織及び専門家機関と共同作業を行うことを求める。これは、賢明な利用原則を適用する手段として、また環境影響評価や経済評価の利用を検討する手段として、インターネット上で提供することができる。

決議 .17 湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元

1. 湿地の復元を促進するための各種の行動をとることを、締約国と常設委員会に要請した勧告 4.1 を想起し、
2. また、「湿地の復元を国の自然環境保全、土地及び水管理政策に組み込む」ことを締約国に求めた勧告 6.15 を想起し、
3. 復元や機能回復の必要がある湿地を特定し、この目的にかなう方法を用意・実施し、復元及び機能回復計画を確立すること、そしてこれを特に主要な河川系あるいは自然保護上の価値の高い地域について行うよう締約国に要請した「1997-2002 年戦略計画」の実施目標 2.6 に留意し、
4. 本締約国会議の分科会 で発表され検討された、「湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元」と題した報告の著者に感謝の意を表し、
5. 湿地の復元や創造は、喪失または劣化した自然の湿地に代わりうるものではないとはいえ、湿地の保護と並行して行われる国の湿地復元計画は、その復元が生態学的、経済的、社会的に持続可能なものであるならば、人間と野生生物の双方に大きな利益を付加するという、勧告 4.1 で表明され、上述の報告によりさらに強調された見解を改めて表明し、
6. 本締約国会議に提出された国別報告書の中で、76 の締約国がそれぞれ国内で湿地復元活動を行っていることを承認しつつこれに留意し、しかし、大半の締約国ではこうした活動があまり活発ではないこと、また復元の推進が、国家湿地政策及び関連する政策手段の一環として行われているとした締約国はごくわずかであったことに懸念を表明し、
7. 復元及び機能回復の新規取組の発展を促すためには、能力の育成と人材・財源の追加が必要な場合があることを認識し、しかし一方で、湿地のもたらす重要な機能、サービス、恩恵を認め、そうした新たな取組を率先して行うのは、多くの国で地元の住民や利害関係者であることも認識し、
8. 本締約国会議の、ラムサールと水に関する分科会 で、「河川流域の管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」を示した報告、水政策の策定の一要素としての湿地についての報告、また世界的な水危機に対するラムサールの役割に関する報告のそれぞれにおいて、湿地の復元が優先事項として明示されていることを意識し、
9. 本締約国会議が、湿地政策の策定(決議 .6)、法制度の見直し(決議 .7)、湿地の管理への地域社会及び先住民の参加(決議 .8)、湿地と水路に関する広報、教育、普及啓発(決議 .9)、湿地の保全と賢明な利用の河川流域管理への組み込み(決議 .18)、湿地目録の優先順位(決議 .20)という、いずれも湿地復元が適切な方法で促進されるよう支援する数多くの決議を通して、これらの分野に関する、締約国のための手引きを採択したことを認識し、

締約国会議は、

10. 湿地の復元や創造が、失われた自然の湿地に代わりうるものではなく、そうした喪失を防ぐことこそ第一に優先されなければならないとはいえ、湿地の保護と並行して行われる国の湿地復元計画は、それが生態学的、経済的、社会的に持続可能なものであるならば、人間と野生生物の双方に大きな利益を付加しうるものであると認識するよう、すべての締約国に求める。

11. 湿地の喪失についての情報を、その湿地域の喪失プロセス、機能、構成、価値の評価を含め提出するよう、締約国に要請する。この情報には、それらの湿地の復元可能性についてのデータ、及び復元による最大限の利益に関するデータを含めなければならない。このデータには、人間と自然環境に利するため復元が優先事項である湿地の特定を含めるが、これは決議 .20 で求められる標準的なデータ収集・処理手順を用いた、すべての適切なレベルでの特定とする。
12. また、湿地喪失を防ぐための方法、及びラムサール条約と生物多様性条約の共同作業計画において、湿地復元の推進へのアプローチを見直し、必要があれば修正するよう、すべての締約国に求める。これにあたっては、生態系アプローチ、広報・教育・能力育成の計画、伝統的規範や女性の特別な役割を考慮に入れた、地元利害関係者への支援を推進する政策枠組みの一環としての、持続可能な復元の推進に特に高い優先順位を与える。
13. さらに、復元へのアプローチの見直しにあたっては、法制度(決議 .7)、湿地保全への奨励措置(決議 .15)、影響評価(決議 .16)、集水域レベルでの複数国にまたがる行動(決議 .19)の各分野を詳細に検討し、取り組むよう締約国に要請する。
14. 劣化した湿地の、生態学的、経済的、社会的に持続可能な復元を促進する手段としてのプロジェクトや計画を、本決議の付属書 1 に示される要素を十分に考慮しつつ、実施し評価するよう締約国に要請する。
15. 生態学的、経済的、社会的に持続可能な湿地復元を実施する上での制約と、これに対する解決策を特定するよう、またこれに基づき、実証プロジェクトと対象を絞った技術交換計画を策定し、これについて第 8 回締約国会議への国別報告書で報告することを締約国に求める。
16. ラムサール条約事務局に対し、科学技術検討委員会と協議して、湿地の復元と機能回復の具体的諸側面に関する専門知識の情報源を特定し(IUCNの生態系管理委員会、生物多様性科学国際協同プログラム、国際湿地保全連合の湿地復元専門家グループ等、既存のネットワークを利用して)、手段やガイドラインをさらに向上させ、これを締約国が利用できるようにするよう求める。

付属書

湿地の復元と機能回復

復元と機能回復のプログラムやプロジェクトにおいて検討すべき諸要素

1. 自然、環境、水資源の保護と持続可能な利用に関する国の計画策定と立法には、湿地を復元する義務、あるいは少なくともそのための選択肢を含めなければならない。これが復元を目的とした活動への資金配分を促す可能性もある。計画や法律は戦略的レベルでの復元の目標と優先事項を明確にし、失われた湿地の機能、プロセス、構成要素に言及する。
2. 湿地の保全と持続可能な利用に関する国際的義務の履行に寄与するプログラムには、高い優先順位を与えなければならない。
3. 生物多様性の保全、確かな食糧資源、淡水の供給、浄化、洪水調節、レクリエーションといった複数の目的は、持続可能性を高め、復元プロジェクトの全体的利益を向上させることが多い。
4. すべての利害関係者を早い段階で特定し、参画させること。プロジェクトが実現するかどうかは、土地の所有者または利用者、当局、さまざまなレベルの政治家、科学諮問機関、NGO（非政府組織）の間の協力にかかっている。
5. 効果のモニタリングと評価、及び結果についての情報の普及が必要である。プログラムまたはプロジェクトへのフィードバックが確実に行われるようにし、定められた目標を達成するために、必要であれば調整を行わなければならない。
6. プログラムまたはプロジェクトが承認され実施に移される前に、戦略的環境影響評価、及び費用便益分析を行うことが推奨される。
7. 実験的プロジェクトを実施し成功すれば、それが今後行われる復元プロジェクトやプログラムの発展に向けた大きな動機と刺激になる。
8. プログラムやプロジェクトの、実施前、実施中、実施後の効果と結果についての、一般的でわかりやすい情報が重要である。
9. プロジェクトの有用性と実行可能性に関して、事前に評価しておくべき重要なポイントは、以下の通り。
 - 9.1 環境面の利益があるか。例えば水の供給量と水質向上(富栄養化の低減、淡水資源の保全、生物多様性の保全、「湿地資源」の管理の向上、洪水調節)。
 - 9.2 プロジェクトの費用対効果はどうか。投資と変化は、一時的な結果をもたらすだけでなく、長期にわたって持続可能なものでなければならない。建設期には低コストを、その後も維持にかかるコストは少ないかまったくかからないようにすることを目指さなければならない。復元プロジェクトの費用対効果を判断するときには、湿地の復元からもたらされる可能性のあるすべての利益を考慮に加えること。

- 9.3 復元された土地は、地元の住民やその地域全体にどのような選択肢、利益、あるいは不利益をもたらすか。これらには、健康状態、重要な食糧や水資源、レクリエーションとエコツーリズムの可能性の増大、景観価値の向上、教育機会、歴史的・宗教的地区の保全などが含まれる。
- 9.4 プロジェクトによってどのような生態学的可能性があるか。生息地や生物学的価値の点で、その地域の現状はどうか。水文学的、地形学、水質、植物群落、動物群集などについて、その地域はその後どのように変化すると考えられるか。
- 9.5 現行の土地利用に関し、その地域はどのような状況にあるか。途上国、市場経済移行国、先進国の間で、また復元と機能回復の目標によって、状況は大きく異なる。特に、現状ではほとんど利益を生み出さない辺境の土地は改善されることが多い。
- 9.6 主な社会経済的制約は何か。プロジェクトの実現に、地域や地元の強い関心があるか。
- 9.7 主な技術的制約は何か。

決議 .18 河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン

1. 「土地利用や地下水管理、集水域・河川流域や沿岸域の計画策定、その他のすべての環境管理に関する、国、都道府県、地方の計画策定と政策決定に、湿地の保全と賢明な利用を統合する」ことを締約国に対し要請する「1997-2002年戦略計画」の実施目標2.2を想起し、
2. さらに、水資源管理と湿地の保全の統合を進めるにあたり、湿地の水文学的モニタリングネットワークの確立や、伝統的水管理システムと経済評価方法の研究を含めた各種の行動を実行し、河川流域の管理に国内ラムサール委員会及び地元の関係者を参画させ、学際的研修を支援し、水に関係する諸機関と連携することを締約国に対し求めた「ラムサールと水」についての決議 .23を想起し、
3. 湿地は、その生態学的及び水文学的機能によって水資源系全体の本質的な一部分を成すものであり、系を構成する要素として、また生物の多様性とそれに関する生産力の豊かな中核部分として管理されるべきであること、それゆえ湿地は地元住民やその他の多くの集団の経済的、生態学的、社会的な安全保障に寄与するものであることを意識し、
4. 湿地、特に陸水生態系の保全と賢明な利用を目指す行動における、主要な協力機関としてのラムサール条約の役割が遂行される道筋となる、生物多様性条約との協力の覚書及び付随する共同作業計画を歓迎し(決議 .4)、
5. また、「世界的な水危機に対するラムサールの役割の定義」と題した分科会 での発表を通じて、本締約国会議に提示されたように、世界各地における淡水資源への需要増大を意識し、
6. 淡水管理への戦略的アプローチについての報告の一部としてラムサール条約施行への支持を提案した、「アジェンダ21」の実施状況を見直し評価するための国連特別総会(1997年6月)、及びそれに続く1998年5月の持続可能な開発委員会の会議で認められた淡水資源の重要性に留意し、
7. また世界水協議会、地球水パートナーシップ等の、統合された水資源管理を推進するために計画された水部門関連諸機関に加え、世界ダム委員会の現在のイニシアチブに留意し、
8. 分科会 を通じ、本締約国会議は「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」を詳細に検討し議論したことを認識し、
9. 本締約国会議が、多くの関連する決定を通じて、締約国のための各種手引き、すなわち国家湿地政策の策定(決議 .6)、法制度の見直し(決議 .7)、湿地の管理への地域社会及び先住民の参加(決議 .8)、湿地と水路に関する広報、教育、普及啓発の促進(決議 .9)、カルスト等の地下水文系の指定(決議 .13)、奨励措置(決議 .15)、影響評価(決議 .16)、国の計画の一環としての湿地の復元(決議 .17)、ラムサール条約の下での国際協力(決議 .19)についての手引きを採択してきており、それらはいずれも、湿地を河川流域管理へ組み込むという、より包括的な課題に密接に関連し、その構成要素となっていることを認識し、
10. 付属書のガイドラインとそれに付随するケーススタディーや教訓を作成する上で、作成執筆者、「地球環境ネットワーク」の支援のために、情報や経験を寄せてくれた方々に感謝し、

締約国会議は、

11. 本決議の付属書にある、「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」を推奨し、すべての締約国に対し、そのガイドラインを必要であれば各国の状況に合わせて調整しつつ、優先的に適用するよう要請する。
12. 決議 .23 と「1997-2002 年戦略計画」の実施目標 2.2 を実施する努力を強化すること、また付属書のガイドラインを実施することによってそれを行うことを、締約国に対し求める。
13. さらに、付属書のガイドラインを実施する際に、上述した関連事項についての、また、本締約国会議で採択される手引きを考慮に入れ、それらを統合的アプローチを通じて適用するよう、締約国に対し要請する。
14. 資金・人材が許す限り、関連する国や団体に加え、他のすべての関連環境条約の事務局、専門・技術機関、関連地域機関、河川流域管理当局、ラムサール担当窓口にも、そして特に、水の管理に直接の利害を持つと認められる上述の諸機関に、本ガイドラインをはじめ本締約国会議で採択される関連ガイドラインの利用を可能にするよう、ラムサール条約事務局に対し指示する。
15. さらに財源が得られるならば、世界ダム委員会の活動を積極的にフォローし、かつその活動に参加して、関連するテーマについての情報を締約国に提供し、また世界ダム委員会が得た結果とその将来にわたっての意味合いについて第 8 回締約国会議に報告するよう、ラムサール条約事務局と科学技術検討委員会に指示する。
16. 特に生物多様性条約の署名国でもある締約国に対しては、本ガイドラインの主要な要素である奨励措置(決議 .15)及び影響評価(決議 .16)の分野でのさらなる手段開発において、これら二つの条約間で採られているパートナーシップ・アプローチに留意しこれを支援するよう奨励する。
17. 近隣諸国にまたがる河川流域を有する締約国に対し、ラムサール条約の第 5 条及び「同条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)に従って、近隣諸国と協力して、適切な場合には本ガイドラインの適用を目指すよう促す。
18. 関係諸国の特別な状況やを制約を考慮に入れた、統合的水資源管理での計画立案、プロジェクト評価、意思決定の支援及び手引きとなるよう、すべての多国間及び二国間の援助提供者がガイドラインを考慮するよう推奨する。
19. 科学技術検討委員会に対し、資金・人材が許す限り、湿地の生態系の機能を維持するための水の配分と管理の分野における現状の知識を見直し、その結果を第 8 回締約国会議に報告し、可能であればこの問題について締約国の手引きをするよう指示する。
20. さらに、締約国及び他の関連機関等に対し、それぞれの国でガイドラインを促進・実施する実験的活動あるいはプロジェクトを展開し、またそうした活動によって達成した成功例や学んだ教訓を第 8 回締約国会議及び他の関連する会議(生物多様性条約等)に報告するよう奨励する。

付属書

河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン

目次

はじめに
 制度的枠組み
 水の管理における湿地の役割の評価と強化
 土地利用と開発プロジェクトが湿地とその生物多様性に及ぼす影響を最小限にする
 湿地維持のため自然な水の循環を維持する
 国際協力

はじめに

1. 湿地は、人間に利する多くの生態学的、水文学的機能を果たす。湿地の機能のうち、最も重要なものは水の供給と浄化、洪水調節に果たす役割にあると見てよい。その他にも、例えば漁業や林業資源のための生息地提供といった多くの重要な社会経済的機能を果たしており、生物の多様性保全にもきわめて重要である。
2. 河川流域、または集水域(源流から河口までの、川に流れ込む水が集まる範囲をすべて含む陸域)及び、集水域から流出する水により影響を受ける沿岸・海洋系は、湿地と水資源の管理を考える上で重要な地理上の単位である。湿地とそれを含む河川流域の、急速で持続不可能な開発は、自然の水文学的循環を攪乱させている。多くの場合、これは洪水、干ばつ、汚染などの頻発と激化をもたらしている。湿地とその生物多様性の劣化あるいは喪失は、こうした河川流域に住む人々に多大な社会的・経済的損失と犠牲を強いている。したがって、このような生態系が存続しその地域の社会に重要な財とサービスの提供を続けられるようにするには、湿地の適切な保護と湿地への水の配分とが不可欠である。
3. 来るべき新千年紀には、水資源への需要が増加の一途をたどり、汚染物質の量も同じく増大を続けるであろう。淡水資源の持続可能な利用という目標を達成するためには、水と河川流域の管理への新たなアプローチが緊急に求められている。これまで水資源と湿地は、目標も業務の進め方もまったく異なる別々の部門機関が担当することが多かった。その結果、水資源の利用と河川流域の管理をめぐっては過去もまた現在でも対立が絶えない。悲しむべきことに、こうした議論において、湿地は健やかで豊かな河川系の維持に貢献する上で果たしている重要な機能を考慮して当然与えられるべき高い優先順位が、常に与えられてきたとは言えない。
4. 河川の管理において湿地が果たしうる重要な役割を考慮すれば、ラムサール条約(1971年、イランのラムサール)が推進するように、河川流域の管理へ湿地の保全と賢明な利用を組み込むことが、それらがともに人類に与える恩恵を最大限にし、維持するために不可欠である。

本ガイドラインの目的

5. 河川流域の管理に湿地を組み込むことの必要性は、各国政府や地球規模の諸機関の多くが認識してきたことではあるものの、それをどのように行うかをラムサール条約のもとに定めた明確な手引きは現時点で存在しないことから、このガイドラインが着想された。したがって

本ガイドラインのねらいは、この目的を果たそうとする締約国への支援にある。

条約本文及び締約国会議のこれまでの決定から得られた手引き

6. 湿地、水、河川流域管理のきわめて重要な結びつきは、ラムサール条約本文に、また3年毎に開催される条約締約国会議における決定に強調されている。条約前文の第2節には、「水の循環を調整するものとしての湿地...の基本的な生態学的機能を考慮し」とあり、また第6回締約国会議はラムサールと水に関する決議 .23 を通じて、締約国は「地下水の蓄積、水質改善、洪水の軽減、及び水資源と湿地の密接な関係を含めた湿地の重要な水文学上の機能を認識し」、「水資源管理及び湿地保全の総括を含む、河川流域規模の計画の必要性を明確に理解」すると確認している。
7. 決議 .23 はさらに、締約国が水資源管理と湿地保全の統合を促進するにあたり、さまざまな行動(湿地の水文学的モニタリングネットワークの確立、伝統的水管理の体系や経済評価方法の研究などを含む)を実施し、国内ラムサール委員会及び地元の利害関係者を河川流域管理に参加させ、学際的研修を支援し、水に関連した機関と協力するよう求めている。
8. 第6回締約国会議で承認された「1997-2002年戦略計画」の実施目標2.2は、締約国に対し、「...土地利用や地下水管理、集水域・河川流域や沿岸域の計画策定、その他すべての環境管理に関する、国、都道府県、地方の計画策定と政策決定に、湿地の保全と賢明な利用を統合する」よう要請している。

制度的枠組み

統合的な河川流域管理

9. 統合的水資源管理は、水が生態系の不可欠な一部分であり、自然資源であり、また社会経済的財産であって、その量と質がその利用法の性質を決めるものである(「アジェンダ21」、国連1992年)という概念に基づいている。量と質の両面で信頼しうる水源が、人類の文明の存続と社会経済的発展の前提条件である。水の不足、徐々に進む劣化、進行する汚染とインフラ開発によって、水のさまざまな利用方法をめぐり対立が増加している。河川流域管理のアプローチは、対立を解決し、自然の生態系を含め競い合う利用者の中に水を配分するための、奨励措置に基づく参加型の仕組みの一例である。
10. 統合的河川流域管理の鍵となる重要な必要条件は、河川流域の規模に照準を合わせた土地利用と水の計画策定及び管理の機構である。また、集水域からの流出物の影響を受ける海洋・沿岸系の生態学的要求条件への配慮を含める必要もある。水資源管理の統合的アプローチを推進するには多くのステップがある。特定されている重要な問題の一つは、一つの河川流域に対し、さまざまな管理機関の間で管理の責任が分散して、その結果水資源の計画策定と管理へのアプローチが分断されてしまうことである。水資源の計画策定と管理は学際的プロセスであり、したがって地元の地域社会はもとより、河川流域の範囲内で関わるもの、全国規模で活動するものも含めたすべての関連機関の間での協力の枠組みとして推進されなければならない。
11. もう一つの重要な問題は、水の問題が部門間にまたがる性格を持つこと、そして水管理の技術、経済、環境、社会、法の各側面の統合に向けた新たな発展のパラダイム^{訳注}が必要である

^{訳注} 考え方の枠組み

ことが認識されていない点である。水資源管理における管理単位は、政治的境界線でなく河川流域の境界と一致しなければならない。水に関する立法と政策の欠如または不備も、河川流域の統合的管理と水資源の最適な利用へのもう一つの障害である。

12. 次のガイドラインに留意しなければならない。

セクション A	
統合的河川流域管理に関する締約国のためのガイドライン	
A1.	河川流域内での、統合的河川流域管理と土地・水利用計画策定及び管理の促進への主要な障壁を特定し、その克服に努める。
A2.	少なくとも水の管理、環境保護、農業に責任を持つさまざまな部門や機関を巻き込んだ協議型のプロセスを作り、河川流域全体の水資源の保全、利用、管理の計画を策定する。
A3.	水の供給、洪水管理、汚染の事前緩和、生物の多様性の保全といった管理の目標を達成しやすくするため、河川流域の管理に湿地の保全を組み込む。
A4.	河川流域内にある湿地域及びその生物多様性の保護と復元を推進する。
A5.	河川流域の管理に関わるコストのための、適切で社会的に受容可能な費用分担の仕組みを作り出す。
A6.	流域の管理に寄与するため、政府、市町村、水管理機関、学術機関、産業、農家、地域社会、NGOといった、河川流域管理に関わる主要団体すべてが一堂に会する適切な仕組みの構築を推進する。
A7.	河川流域の統合的管理のための効果的な手段としての、適切な教育と普及啓発の計画を促進する。(決議 .9「ラムサール条約普及啓発プログラム」を参照。)

統合的水資源管理のための、政策及び法令の策定と強化

13. 河川流域の規模での統合的水資源管理に移行するには、水の価格設定政策(例えば「使用者負担」、「汚染者負担」など)のような経済的手段を含めた、適切な法律と政策手段の支援が必要である。締約国は、水資源の計画策定と統合的管理を可能にし促進するため、水に関する適切な国の政策と法律を定める必要がある。こうした政策は、国家湿地政策、国家環境計画、国家生物多様性戦略、国際的な協定や法的枠組みのような関連政策がある場合は、そうした政策と整合させる必要がある。
14. 河川流域の適切な開発、保全、管理、利用を導くには、国及びそれに準ずるレベルの十分な政策が必要であることを考慮すれば、締約国が次のような点について効果的な総合政策を策定することが不可欠である。
- 14.1 海洋及び沿岸生態系を含めたすべての生態系の維持のための水の配分
 - 14.2 取水とその使用のための許認可
 - 14.3 家庭用及び産業用の水の使用、排水処理、及び排水の安全な放出
 - 14.4 農業用の水の使用、大規模水管理構造物の影響の事前緩和、水の返還、殺虫剤など農

薬の使用制限

- 14.5 各種の目的での使用のための水質基準の決定
 - 14.6 地下水の汲み上げと使用に関する規則と規定
 - 14.7 飲料水及び農業、産業などの水の使用料に関する政策
 - 14.8 土地及び水の保全
 - 14.9 国の社会経済開発の課題における水と湿地の保全の統合
 - 14.10 水に影響を及ぼす侵入種
15. 次のガイドラインに留意しなければならない。

セクション B
統合的水資源管理のための政策と法律の策定・強化に関する
締約国のためのガイドライン

B1. 現行の水または河川流域管理政策に湿地管理の問題を組み込む。また、国家湿地政策及びそれに類する手段に、水資源管理の問題を組み込む(決議 .6)。

B2. 現行の法律を見直し、適切な場合には河川委員会などの設置、経済的奨励措置及び抑制要因となる措置の導入、水管理に悪影響を及ぼすおそれのある活動の規制といった主要な政策課題の実施を促進する新たな立法を進める(決議 .7)。

B3. 河川流域内での活動を規制するための包括的な国家水政策(決議 .6)または国家河川流域管理政策を策定し、その政策及び地域の戦略・行動計画に湿地管理を組み込む。

B4. 社会経済的發展が水界生態系の保護にしばしばきわめて大きく依存することを認識し、各種の部門(保全、水、経済開発など)に対し、統合的水資源管理のための政策及び法律を実施するための十分な資金、人材等の資源を協力して配分または確保するよう奨励する。

B5. 水の保全と、より効率的で社会的に受容可能な水資源配分を促進するための、需要管理や水の価格設定戦略のような適切な奨励措置(決議 .15)を用意する。

河川流域管理機関の設置と制度的対応力の強化

16. 土地と水の利用のための機関を設ければ、河川流域全体を一つの単位としてとらえる統合的管理が可能になるはずである。水資源管理の管理構造の抜本的変更は、少しずつ段階を踏めば達成できる。最初の段階は水資源管理、環境保護、農業などに責任を負う諸機関の間に協力体制を築くことである。その後、これら機関の代表者が、水資源及び河川流域の湿地の管理に責任を持つ、調整機関の設立に向け支援を行う。
17. 次のガイドラインに留意しなければならない。

セクション C
河川流域管理機関の設置と制度的対応力強化に向けた
締約国のためのガイドライン

- C1. 達成されるべき基準と目標を定め(例えば水の量と質、河川流域内の水の使用における物理的効率、河川流域内の健全な湿地生態系など)、その目標を達成するための選択肢とコストを特定する。
- C2. さまざまな利害関係者による河川流域管理機関に、河川流域管理計画作成の責任を持たせる。
- C3. 適切な場合には、河川流域管理機関は、統合的河川流域管理に必要な資金を調達するため経費分担策の用意を考慮する(例えば受益者負担、河川流域住民への課税、政府の補助金、環境劣化のコスト/「原因者負担」か)、またはその代わりとして開発援助機関からこれらの資金の調達を図る。
- C4. 下流の受益者から集水域上流部などの重要な地域の保護・管理へと、資金等の資源の移転を容易にする機構を構築する。
- C5. 湿地の重要性を含めた、統合的水資源・河川流域管理の概念を理解し実施できるよう、すべてのレベルの水/湿地に関わる管理者に研修を受けさせる。
- C6. 水資源、河川流域管理、湿地保全に関わる計画策定と管理を任務とする組織の効果的な運営のために十分な財源を提供し、適切な場合には、自然に関する措置の下での債務スワップや国または地方の信託基金設立のような、別の財源からの資金調達を図る。
- C7. 生態学的水への需要を含む、総合的な水需要の評価のため、地元機関(大学、研究機関、水管理機関など)の能力を高め維持する。
- C8. 集水域上流部等の河川流域内の重要な地域を、保護区体系の中にも含めるか、あるいは特別な管理戦略を用いて、そうした地域の保護を強化する。
- C9. 河川流域管理機関の中に、湿地の生態学的機能に関する専門知識を持つスタッフの配置を促進する。

利害関係者の参画、地域社会の参加、普及啓発

18. 統合的河川流域管理の概念の中の重要な要素は、計画策定及び管理を行う機関は、湿地の利用者や野生生物を含めた流域内の水の利用者全体、加えて河川流域外の利害関係者とともに、またそれら全体のために、業務を行うということである。水を利用する者すべてのニーズと問題点を特定するため、水資源に関する計画策定と管理に一般住民が参加することは重要な目標である(決議 .8 も参照せよ)。
19. 比較的最近まで、河川流域と水資源に関する計画策定についての協議を行なう国はほとんどなかった。管理責任が移行し、市民社会により大きな役割が与えられるに至って、管理機関と地域住民とが効果的に協力しあえば効果的な河川流域計画を立てられる可能性が高まることを示す経験が最近得られている。住民との早い段階における協議は、流域資源のそれまで知られていなかった利用法や価値を見出し、さまざまな価値観の相対的重要性を判断するために有効である。
20. 湿地及び河川の管理とモニタリングに、地元の地域社会は重要な役割を果たすことができる。

湿地と河川流域の管理に地域住民の集団を参画させる計画は、いくつも既に存在している。例えば、「地球河川環境教育ネットワーク（GREEN）」は、実績ある集水域（河川流域）教育モデルに基づいて、教育への行動志向アプローチを推進している。この活動は、米国・カナダ全域の企業、政府、地域社会、教育機関、及び世界 135 か国のGREEN国内コーディネーターと緊密に連携して行われている。このネットワークは、河川流域の持続可能な管理を推進する地球規模の教育ネットワークを通じ、国民の知識レベルを向上させることを目指している。また、地域パートナーシップ活動を通じ、地域社会を拠点とする教育の支援も行う。このアプローチをさらに考慮するには、「ラムサール条約普及啓発プログラム」（決議 .9）を参照。

21. 次のガイドラインに留意しなければならない。

セクション D	
利害関係者の参画、地域社会の参加、普及啓発に関する締約国のための ガイドライン（決議 .8 及び .9 も参照）	
D1.	河川流域内の土地保有に関する取り決めの見直しを含め、河川流域とその湿地に関する計画策定と管理に対し、利害関係者を特定し参画させる仕組みを設ける。
D2.	利害関係者の個々のニーズに応え、すべての当事者によって合意された取り決めにしたがって資源管理への権限と責任を分担し、利害関係者の活発な参加を促す。
D3.	地域の課題、ニーズ、問題点を特定するため、水管理機関と利害関係者、特に地元地域の住民との間に、河川流域の管理についての開かれた話し合いの場を設ける。
D4.	伝統的な知識と技術によって発展してきた、持続可能な湿地・河川流域の管理慣行を詳細に記録し、これを促進する。
D5.	地球河川環境教育ネットワーク（GREEN）のモデルや計画を利用するなど、河川流域内の資源のモニタリングと管理の技術を向上させるため、地域社会を拠点とする組織やNGOの能力強化を支援する。
D6.	管理計画の成功は一般住民の参加と支援の有効性にかかっていることから、利益の公平かつ公正な分配への考慮を含め、地域の利害関係者の目標や希望を考慮に入れた管理計画を策定し、実施する。
D7.	地域社会に根ざした実証プロジェクトを特定、計画、実施し、地元地域社会のためのさらなる経済的奨励措置を設ける。
D8.	水資源管理を支援するため、「ラムサール条約普及啓発プログラム」（決議 .9）に示されたガイドラインに従い、湿地保全の重要性について、広報、啓発、教育プログラムを計画し実施する。
D9.	不適切な殺虫剤や肥料の過度の使用または誤用、下水道設備の不備、湿地の干拓、集水域内の森林伐採など、河川系の劣化につながる行為を最小限に抑えるための啓発広報活動を計画する。

水の管理における湿地の役割の評価と強化

水文学的機能

22. 既に述べたとおり、湿地は多くの生態学的及び水文学的機能を果たしている。これらには、洪水被害の予防、侵食の縮小、地下水涵養、水質の維持・改善といった機能が含まれる。そうした機能を果たす湿地を管理することで、水の供給量と質を保ち、地下水を満たし、侵食を減じ、洪水から人間を守るといった、水の管理におけるさまざまな目標を果たすことができる。

機能の評価

23. 水資源の管理における湿地の役割を維持・強化するためには、まず個別の湿地がもたらす恩恵を特定し評価する必要がある。このプロセスには三つの段階がある。

- 23.1 湿地の目録と記載(決議 .20 を参照)
- 23.2 水管理に寄与していると思われる属性と特有の機能の特定
- 23.3 そうした機能の定量的把握

24. 長期にわたる詳細な調査が望ましいとはいえ、河川流域内の湿地の相対的重要性と機能とを判定するには短期の評価技法を用いる方がより適切であることが多い。初期の機能評価は、その湿地ではどの機能がありそうかを予測するために湿地の一般的な物理的・生物学的特性が用いられる。この評価は初期の湿地目録作成と同時にに行わなくてはならない。この評価は、確定的なものでも定量的なものでもない。初期の評価は、各湿地を特定の機能についての相対的尺度で比較するためのものである。湿地が特定のニーズを満たす能力と機会を推定するために、初期の機能評価が必要である。これらの評価を湿地について行うことで洪水調節、水質改善、堆積物の保持、地下水への供給等における潜在的役割を特定することができる。

25. こうした機能評価技法の例として、米国陸軍工兵隊で用いられる湿地評価法(WET)及び機能分析指数、そしてヨーロッパで開発された欧州湿地生態系機能分析法(FAEWE)がある。これらの技法には、次を含め多くの要素が取り入れられている。

- 25.1 理論的研究と現場調査の両方からのデータベースの構築
- 25.2 質的・量的評価、影響に対する感受性の評価、機能の経済評価
- 25.3 モデル化及びモニタリング手順

機能の強化

26. 機能が確定されれば、その湿地が、河川流域内の水資源管理において果たしている役割を評価することができる。世界中で行われた多くの調査から、湿地を干拓したり、他の(あまり重要でないことが多い)用途に転換し、その後でダムや堤防、水処理施設など構造物による制御手段によって同じサービスを提供しようとするよりは、自然の湿地をそのまま維持する方が、ほぼ例外なく費用効果が高いことが示されている。また多くの場合、こうした機能を提供するため湿地を復元する、または新しく作り出すのであっても、そのほうが高額な技術的構造物を新しく建設するより費用効果が高いことも判明している。

27. 次のガイドラインに留意しなければならない。

セクション E	
水の管理のための湿地の役割の評価と強化に関する締約国のためのガイドライン	
E1.	機能及び生物多様性の評価方法に関する情報、及び湿地管理にそれらの方法を取り込む手段は、ラムサール条約の科学技術検討委員会がまとめ、締約国がそれぞれ自国の状況に合わせ調整できるよう普及させなければならない。
E2.	各河川流域内の湿地が、水管理に果たす機能と恩恵を特定するための調査研究を実施する。これらの結果から、締約国は水資源の管理に寄与している残存する湿地域を、適切な行動によって緊急に保護する必要がある。
E3.	水の管理に関するサービス提供のため、河川流域内の劣化した湿地の機能回復または復元、あるいは新たな人工湿地の創出を考慮する(決議 .17 を参照)。
E4.	現行の洪水調節用のインフラを補う、または置き換えるため、湿地の自然な機能を利用した、構造物に頼らない洪水調節方法(例えば氾濫原の湿地復元、または洪水路を設けるなど)による河川管理計画を十分に考慮する。

現在及び将来の水の需給の特定

28. 河川流域管理に欠くことのできない構成要素の一つは、起こりうる気候変動の影響をも考慮に入れた、河川流域内の水資源に対する現在及び今後の需要と供給についての知識である。この水資源の現在及び将来の評価は、人間による水の使用(灌漑、水力発電、家庭用・産業用の水の供給など)とともに、河川流域のさまざまな地域における生態学的水へのニーズに注目しなければならない。この意味で、水への需要は水の量だけでなく、水質の点も含めて明らかにする必要がある。水への生態学的需要は目に見えにくく量的に把握することも難しいため、しばしば無視または過小評価されてきた。しかしこの需要を無視すると、漁獲高の激減や下流域での塩水の進入といった深刻な環境・社会問題に発展する可能性がある。また、環境への最大の打撃は、通常の状態ではなく極端な事態が起きたときに発生する可能性があることも認識しておくことが重要である。
29. 社会経済的システムは常に変化しており、従って何通りもの将来の需要のシナリオを考え、さまざまな状況に合わせて調整できる持続可能な利用への柔軟な戦略を立てておくことがしばしば必要である。水需要の評価に結びついているのが、そうしたシナリオで特定される需要パターンから生ずる、水に関連した重要問題の特定と解決である。こうした問題は人間活動に関連するものに限定するのではなく、一定の生態系の中での水の供給量や水質の低下への適応といった生態学的水の問題も含めるべきである。
30. 水の需要は、水と湿地の使用に対する経済的奨励措置によって主に決定される。環境上、持続可能な方法で水を使用させるような奨励措置を設ければ、湿地域への影響を最低限に抑えることができる。水の供給に要する真のコストを反映した水の価格を設定することはきわめて重要であり、それが水の使用の適正化を促し、そうすることで湿地がもたらすその他のサービスの経済的価値も認識される。奨励措置は、部門別政策の文脈の中で、淡水資源の持続可能な使用に向けて設定されなければならない。同様に、持続可能でない行為を奨励するような、環境上不適正なまたは不公正な奨励措置は、特定され廃止されなければならない(決議

.15 を参照)。

31. 次のガイドラインに留意しなければならない。

セクション F	
現在及び将来の水需給の特定に関する締約国のためのガイドライン	
F1.	生態学上の、また人間の要求を満たすための、河川流域内の水資源に対する現在及び将来起こりうる需要と供給の評価を行い、不足あるいは対立の可能性のある部分を特定する。
F2.	生態学上の水の需要が満たされない場合に発生すると考えられる経済的・社会的コストを明確にするための評価を行う。
F3.	上記評価に基づき、国内において国レベル及び河川流域レベルでの、水の量と質をめぐる問題や対立が発生した場合の解決の仕組みを用意する。
F4.	水資源と湿地の生態学的機能と価値の維持に資するため、適切な需要管理と水の価格設定戦略を策定する。
F5.	関連する奨励措置及び逆効果をもたらす奨励措置を見直し、湿地の破壊や劣化につながるような措置についてはその廃止を考慮する。湿地の復元と賢明な利用を促進する措置を導入または強化する(決議 .15 及び .17 を参照)。

土地利用と開発プロジェクトが湿地とその生物多様性に及ぼす影響を最小限にする

土地利用と開発プロジェクトの影響

32. ほぼあらゆる土地利用と開発プロジェクトが、その水の使用または汚染物質の排出を通じて河川流域の水の質と量に何らかの影響を及ぼし、河川周辺の湿地にも影響を与える。水の開発プロジェクトも多大な影響を及ぼすが、それらについては後述する。
33. 河川と湿地に特に大きな影響を及ぼしうる土地の利用法は林業、農業、採鉱、工業、及び都市化である。不適切な林業活動、特に集水域上流部においては、土壌流出の増加と保水力低下を招きかねない。農業活動も、農薬と農業廃棄物から多量の汚染物質を発生させる可能性がある。高地の農業は、土地の開墾とその後の作業によって水質に多大な悪影響を及ぼし、洪水の流れにも乾期の水流にも大きな変化を与えることにもなりうる。低地の農業は氾濫原の湿地干拓や他の用途への転用につながり、その結果、生物多様性の減少や自然の機能と恩恵の喪失を招くことにもなる。発展途上国の多くでは、主に灌漑により河川の水が失われている。
34. 採鉱及び工業活動の影響は、主に汚染物質の放出によるが、それらの物質の中にはきわめて毒性が高いものがある(例えば水銀など)。さらに工業活動や採鉱では、流出事故が起こると河川流域全体、加えて関連する湿地とその生物多様性が、一瞬にして危険な状態に陥る。都市部は直接に、また道路、港湾、水道、洪水調節といった関連インフラによって、湿地に侵入し影響を及ぼす。加えて、都市部に住む人間も、資源への需要増大と直接の汚染をもたらしている。

影響の評価と軽減

35. 現行の土地利用が河川系とその周辺湿地に及ぼす影響は、林業、農業、採鉱、都市の廃棄物処理に関する規則やガイドラインを組み合わせることにより監視し、規制する必要がある。こうしたガイドラインの実施は、土地利用者にとって利点となることが多い。例えば、植林による森林再生や適切な林業の方法・技術が長期的な木材産出量を増加させる、農法の改善が土壌劣化を抑え乾期に向けての保水能力を高める、廃棄物処理の改善が都市住民の生活の質と健康を向上させるなどである。しかしそうしたガイドラインを有効に実施するためには、適切なモニタリングと施行の機構が必要となるのが普通である。
36. 新規の開発活動を規制するに当たり、環境への影響を最小限とするために各種の機構が利用できる。その第一は環境面の評価とゾーニングである。これは、河川流域の土地利用と自然資源を調査し、流域を各種の土地利用ごとにゾーンに区分するもので、各ゾーンには、他のゾーンや河川・湿地系に大きな影響を与えることのない土地利用が認められる。持続可能性を確保するため、ゾーンの中で特定の活動に対する制限を設けることもある。
37. 第二に、新規開発プロジェクトが提案された場合、より適用しやすい手段は、環境影響評価である。環境影響評価は、開発の選択肢が環境(湿地を含む)に及ぼす影響を評価する枠組みを提供する(決議 .16 を参照)。
38. 第三に、費用便益分析は、あるプロジェクトの費用と便益の全体を測定することによって、そのプロジェクトが社会の経済的厚生に及ぼす正味の影響を算定する手段である。多くの場合費用便益分析の結果は金銭的に表現しうるが、費用の種類によっては、例えば住民の強制移住や湿地の生物種の喪失によって生ずる費用については、そのような方法で表現することは難しい。環境影響評価及び費用便益分析による、水管理計画の経済、社会、環境面に及ぼす費用と便益の分析には、しかるべき意思決定が必要とされる。
39. 上述のプロセスは学際的チームが実施すること、また早い段階で利害関係者の参画を図ることが重要である。
40. 次のガイドラインに留意しなければならない。

セクション G

土地利用と開発プロジェクトが湿地とその生物多様性に及ぼす影響を最小限にする上で締約国を支援するためのガイドライン

- G1. 各種の活動や土地利用が、河川・湿地系及び地域住民に及ぼす影響を最小限とするための手段として、河川流域ごとに統合的土地利用計画を策定する。
- G2. 土地利用、特に林業、農業、採鉱、都市の廃棄物処理に対しては、その河川・湿地の生態系に及ぼす影響を最小限にするため、それらを管理するしかるべき規則措置を策定し施行する。
- G3. 河川や湿地に大きな影響を及ぼす可能性のある開発プロジェクトに対しては、独立した学際的チームにより、またすべての利害関係者との協議のもとに、環境影響評価及び費用便益分析の調査を実施し、開発を行わないという選択肢を含め、代案を考慮する。

- G4. 環境影響評価及び費用便益分析の結果は、すべての利害関係者が容易に理解できる形で広く普及させる。
- G5. 開発プロジェクトが許可された場合、影響を最小限にする、もしくはそれを補償するための適切な管理及び事前の影響緩和の手段を確保する。

水開発プロジェクトの影響を最小限にする

41. 水資源開発プロジェクトは一般に、乾期の間の貯水、洪水の予防、灌漑された農地への送水、産業用・家庭用水道、船舶航行の改善、水力発電等の目的のために、河川流域の自然な水の流れを改変することを目指している。このようなプロジェクトは多くの場合、ダム、分水路、河川の水路化、洪水防止の堤防といった、技術的構造物の建設を通じて進められてきた。しかしこうしたプロジェクトの多くは、湿地の形成を可能にした自然条件を改変するために、湿地とそこに生息する生物の多様性に多大なマイナスの影響を及ぼしてきた。
42. こうしたプロジェクトの最も大きな影響として、河川の水流量の低減、回遊魚など水生種のルートの妨害、水質汚染の進行、湿地を維持する自然洪水が発生する時期の攪乱、氾濫原にある湿地への堆積物など栄養分流入の低減、河川周辺の湿地の干拓や永続的な浸水、地表及び地下水の塩化などがある。

評価と事前の影響緩和(ミティゲーション)

43. 下流域の湿地が劣化した結果としての、社会的、経済的損失は、水開発プロジェクトそのものから得られる利益をはるかに凌ぐ大きさであることが多数の事例で判明している。開発活動の結果として起こる潜在的な社会的、環境的コストの特定に資するため、各種の方法が考案されてきた。例えば、環境影響評価、費用便益分析、社会影響評価、参加型農村評価などである(決議 .16 参照)。
44. しかしこうした標準的な評価手順には、水開発プロジェクト、または複雑な河川・湿地生態系への影響の予測に容易に適用できないものがいくつもある。近年になって、湿地・水資源プロジェクトのための具体的手順がいくつか開発されている。例えば、Howeらの「熱帯湿地のための環境影響評価のスコーピングマニュアル」、及び米州開発銀行の「淡水生態系の機能・便益と水開発プロジェクトの統合に関するマニュアル」(印刷中)がある。影響を受ける湿地とそれに伴う生物の多様性は、地域のさまざまな利用者にとって大きな意味を持つものであることが多いため、プロジェクトのサイクルの早い段階で利害関係者との協議機構が確立されることが重要である。
45. 前項で述べたとおり、自然の湿地は河川管理に重要な役割を果たすことが多く、また洪水調節、地下水涵養、水質改善のための、一般により費用のかかる技術的解決法に代わるものとして機能回復または復元できることが多い。灌漑、産業・家庭用水道に代わるものとしては、水の保全、処理、または再利用、自然に利用できる水を使った新たな作物や産業の開発などがある。

46. 次のガイドラインに留意しなければならない。

<p>セクション H 水開発プロジェクトの湿地に与える影響軽減に関する 締約国のためのガイドライン</p>
<p>H1. 水開発プロジェクトの提案があった場合は、構造物に頼らない別の手段が、実行しやすく、可能性があり、望ましい方法であるかどうかを判断するため、プロジェクトの初期の段階で慎重に検討する。</p>
<p>H2. 水開発プロジェクトの建設工事中、また長期的な操業において、生物多様性と社会経済的恩恵への影響を最小限にするため、すべての必要な措置をとる。</p>
<p>H3. プロジェクトの企画・計画策定プロセスには、環境問題(特に初期の生物多様性・資源調査)及びプロジェクト終了後の評価とモニタリングを組み入れていくための段階的なプロセスを含める。</p>
<p>H4. プロジェクト準備のきわめて初期の段階から、長期的な社会的利益と費用の考慮をプロセスに組み入れる。</p>

湿地維持のため自然な水の循環を維持する

47. 湿地の生態系がその生物多様性、機能、価値を維持できるかどうかは、水の流れ、その量と質、温度、タイミングといった自然の水の循環が維持されるかどうかにかかっている。自然の流れの循環は、河川周辺の湿地生態系の生態学的完全な状態を調節する、最も重要な変数と考えることができる。水の流れを妨げる構造物や、自然な流れより速く氾濫原から水を運び出す水路の建設は、自然の湿地の劣化につながり、やがては湿地が提供するサービスも失われる。こうした懸念に対して多くの国々が、自然の湿地生態系を維持するため、適切な水の配分を確保する法律やガイドラインを導入している。
48. 構造的な変更が必要な場合には、自然な流れの循環を変える水開発プロジェクトは、湿地の生態系を保護または復元するために、次のガイドラインを守らなければならない。
49. 次のガイドラインに留意しなければならない。

<p>セクション I 湿地維持のための自然な水の循環を維持するための締約国のためのガイドライン</p>
<p>I1. 河川周辺の自然の湿地生態系を維持するために必要かつ最低限の理想的な流れと流れの循環(季節的変動を含む)を特定するための調査を実施する。</p>
<p>I2. この調査結果(前 I1 項)をもとに、主要な湿地及びその他の河川流域の主要な生態学的機能を維持するための最適な流れの配分及び循環を確定する。</p>
<p>I3. 生物学的パラメーターや物理的な生息環境に関し十分な情報が入手できず、必要な最適の流れについて最終的な決定ができない状況にあっては、できるかぎり自然の状況</p>

に近い状態を維持する予防原則を適用する。

- 14. 河川流域内の、さまざまな資源利用者に対する、持続可能な水の配分計画を立てる。これには、湿地を維持するための水の配分も含まれる。
- 15. 河川及び洪水路内で行われる、大規模なインフラ開発(氾濫防止の堤防、土手、道路、堰、小規模ダム、掘割など)の影響を規制し監視する。

河川流域管理の一環としての、湿地及びその生物多様性の保護と復元

- 50. 湿地の保護と復元は、それぞれの河川流域内での重要な戦略である。それは湿地が、水管理を支えるサービスを提供するからだけでなく、湿地それ自身が、保護と復元に値するきわめて重要な生態系であるからでもある(決議 .17 も参照)。
- 51. 湿地に依存する多くの種、特に魚類と両生類については、生存を確実にするためにその河川流域内での管理を必要とする。生息環境と野生生物の保護が行政上の境界に従って行われる国は多いが、河川流域の境界に沿って行われることは少ない。この場合、一つの湿地または種に対し保護措置を講じても、その河川流域内の別の場所での活動、例えば湿地に入り込む魚種の回遊や水の流れを堰き止めるような行為によって、その保護措置が効果を失うこともありうる。劣化した湿地の復元は、河川流域内の生物多様性が損なわれる傾向を逆転させる、最も重要な可能性の一つなのである。
- 52. 次のガイドラインに留意しなければならない。

セクション J

湿地とその生物多様性の保護と復元に関する締約国のためのガイドライン

- J1. 各河川流域ごとに湿地とその生物多様性の状況を評価し、必要であれば、よりよい保護措置を講ずるため求められる行動をとる。
- J2. 各河川流域ごとに湿地の状況を評価するにあたっては、主要な湿地の、「国際的に重要な湿地のリスト」への登録を考慮する。
- J3. ラムサール登録湿地の管理計画は、個々の湿地固有の問題に加え、河川流域内部から外部へ及ぼす影響の可能性をも考慮に入れる。(決議 5.7: 「ラムサール登録湿地及び他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」を参照。)
- J4. 希少種を保護し、またより一般的な種についてもその乱獲を防ぐため、湿地にかかわる生物多様性、特に魚類など水生種の保全のための規則や手続きを見直し、必要であれば調整する。

国際協力

複数国にまたがる河川流域と湿地系に関する特別な問題

53. 河川流域が、二か国以上の締約国にまたがる場合は、それら締約国はそうした資源の管理に協力すべきことがラムサール条約第5条に明確にされている(決議 .19 参照)。
54. 1998年3月パリで開催された第2回世界水会議の宣言は、河川周辺の国々は、それらの共有する水資源の効率よい管理と効果的な保護への共通したビジョンを持つ必要があることを強調している。そのような成果を達成する上で考慮すべき一つの選択肢は、協議と広範な調整を促進するため河川周辺諸国により設置される国際的河川委員会である。
55. 河川流域を共有する諸国は、水資源とその管理に関する情報交換のため、頻繁に具体的な連絡を取り合うよう奨励される。このための選択肢として次のようなものがある。
- 55.1 流域内の水質及び水量に関するモニタリング及びデータ交換のため、ネットワークを確立する。
- 55.2 各国で、さまざまな目的に使用される水の量と種類についての情報を共同で分析する。
- 55.3 地下水、集水域上流部、湿地のそれぞれの保護措置について情報を交換する。
- 55.4 船舶航行及び洪水防止のための流れの調節を、構造物により行う、また構造物によらずに行う、それぞれの機構に関する情報の共有
56. 河川流域の各地域の生息動物のニーズに関する情報、加えて河川流域内の各地の既存のまたは潜在的な問題で、それに対処するための個別のまたは集団での取組が必要なものに関する情報を含めた、河川流域についての専門的報告書の作成を目的とする。
57. 次のガイドラインに留意しなければならない。

セクション K
複数国間にまたがる河川流域と湿地系の管理に向けた
締約国のためのガイドライン

- K1. 複数国間にまたがる河川流域を特定し、その状況を記述し、流域における共通の懸念事項の主要課題を詳しく述べ(診断的調査)、それらの課題に対処する行動計画の策定と実施のための公式の共同管理措置または共同行動を進める。
- K2. 適切な場合には、共有される水資源及び湿地の管理への国際協力を促進するために、二国間または多国間河川流域管理員会を設置または強化する。
- K3. 複数国間にまたがる河川流域に関し、締約国は共同管理の取り決めを決定した場合には、また「国際的に重要な湿地のリスト」(ラムサール条約登録湿地リスト)に登録された湿地の自国の領土内にある部分での、他の締約国または非締約国による、生態学的特徴の変化につながるような行動は、これをラムサール条約事務局に連絡する。

関連する条約、機関、イニシアチブとのパートナーシップ

58. 湿地の保全と賢明な利用の、河川流域管理への組み入れ促進への効果的アプローチをとるた

- め、ラムサール条約の締約国が他の国際条約、機関、イニシアチブの関連する活動について認識し、それらを考慮に入れることが重要である。
59. 淡水の持続可能な利用は、「アジェンダ 21」のきわめて重要な構成要素とされており、そうした重要性からこれが国連持続可能な開発委員会やその他の国連機関の主催による一連の会議の焦点となってきた。他の三つの国際イニシアチブが特筆される。
- 59.1 特に途上国において、統合的水資源管理を促進する取組を調整するための枠組として機能する地球水パートナーシップの創設
- 59.2 世界水協議会の主催による地球水委員会を通じた「水・生命・環境ビジョン」の策定
- 59.3 世界銀行とIUCN（国際自然保護連合）による世界ダム委員会の設立
60. 本ガイドラインを始めラムサール条約の枠組の下での適切なガイドライン及び活動が、これらの他の国際レベルでのイニシアチブの連携及び情報源として役立つことが重要である。
61. 他の条約や協定の中でも、地球規模の諸ガイドラインの中で最も関連性のあるものは次の通りである。
- 61.1 陸水の生物多様性の保全を最優先事項と特定した生物多様性条約。生物多様性条約第4回締約国会議は、この問題に取り組むためラムサール条約との共同作業計画を採択した。
- 61.2 各国に、他の流域諸国への大きな害を回避、除去、事前緩和するよう求め、国際水路の使用における変更に関する詳細な規則を定めた、国際水路の航行以外の使用の法令に関する条約(1997年5月21日ニューヨークにて。未発効)。扱われた問題には環境影響調査、協議、水路生態系の共同の保護、汚染防止、外来種の導入、土壌流出・土砂の堆積・塩水侵入の防止などがある。
- 61.3 陸上活動による海洋環境保護のための地球行動計画(GPA)
62. 地域及び河川流域全体のレベルで、複数国にまたがる水資源の管理において協力の基礎として200件を上回る協定が締結されている。
63. 次のガイドラインに留意しなければならない。

セクション L
関連条約、機関、イニシアチブとのパートナーシップに関する
締約国のためのガイドライン

- L1. ラムサール条約の目標が、関連する国際条約、機関、計画など他のイニシアチブの活動に反映されることを目的として、このガイドラインをはじめラムサール条約の下での他の関連ガイドラインがこれらのイニシアチブの注意を引くようにする。
- L2. ラムサール条約担当政府機関と、これらのテーマに関連する他の国際条約や協定の担当窓口との間の、国レベルでの緊密な調整を確保する。
- L3. 適切な場合には、共有される河川流域及び水資源に関連する地域協定の実施において、湿地に関連する問題を十分考慮する。

決議 .19 ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン^{注1}

1. 締約国に「特に二以上の締約国の領土に湿地が渡っている場合又は二以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保全に関する現在及び将来の施策及び規則について調整し及びこれを支援するよう努める」ことを義務づけるラムサール条約第5条を想起し、
2. 過去の締約国会議で採択された、国際協力に関する決議と勧告、特に決議4.4、.9、.10、及び勧告1.2、3.4、3.5、4.11、4.12、4.13、5.4、5.5、6.4、6.16を意識し、
3. ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」が、その総合目標7で国際協力に関する各種の優先的行動を定めていることを認識し、
4. 「特に途上国の湿地に影響を与える可能性のある援助を行う、各国の援助機関の責務について、締約国が国際協力の分野の責務をどのように果たせばよいかという点に関するガイドラインを、第7回締約国会議(1999年)の分科会での検討に向けて作成する」よう常設委員会とラムサール条約事務局に指示した、条約の「戦略計画」の行動7.3.4を特に認識し、
5. 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」の作成に貢献した締約国等、そして特に本締約国会議の分科会で発表された開発援助に関する参考資料の作成にあたった「地球環境ネットワーク」に感謝の意を表し、
6. 国際協力・研修のイニシアチブの一つの実例としての、ラムサール条約事務局内でのインターンシップ計画の成功に承認しつつ留意し、
7. 小規模助成基金(決議.5)の成果を確認しつつも、条約の下での国際協力のこの重要な機構が、毎年該当する締約国が提出する適切なプロジェクトのすべてを支援することができないことに懸念を表し、
8. 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」が本締約国会議の他の決定事項の多く、特に、国際的団体とのパートナーシップ(決議.3)、整合性のある情報管理のための基盤作りを含む、他条約との協力提携(決議.4)、「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議.9)、河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン(決議.18)、アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協力(勧告7.3)の各事項と緊密に結びついていることに留意し、

締約国会議は、

9. 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(付属書)を推奨し、すべての締約国に対し、それぞれが各国の状況に合うよう必要に応じて調整しつつこのガイドラインの実施を考慮するよう要請する。
10. 本ガイドラインの実施において、以下の各事項に特別な注意を払うよう締約国に求める。

^{注1} トルコは本決議前文の8の最終部分、及びガイドラインのセクション1.1(b)、2.1.1、2.1.2の内容、及びセクションAを述べた囲み部分のA2、A3の内容とそのタイトルについて留保を届け出ている。その結果トルコは、上述の部分に関する限り決議.19が法的拘束力を持つ文書とは考えないとの声明を出している。トルコ代表団によるこの声明の全文は会議報告書の第135節に掲載した。

- i. 複数国にまたがる湿地、河川流域、湿地に依存する種を特定すること、また適切な場合には、他の締約国や機関と協力してこれらの管理を目的とするイニシアチブを支援すること(ガイドラインのセクション A、1-3 及びセクション B、1-4)。
 - ii. ラムサール条約の施行と、他の適切な地域的・国際的環境条約の施行との整合を図ること、また本ガイドラインで勤める行動の実施は国際的な計画や機関と協力して進めること(ガイドラインのセクション C、1-2)。
 - iii. 専門知識と情報の共有、及び湿地の保全と賢明な利用を推進する活動に直接に関わる人々への研修の提供を目的として計画される取組、特に湿地の姉妹提携の適用を強化すること(ガイドラインのセクション D、1-4)。
 - iv. 各国の計画と優先順位に従って、湿地の長期的な保全と持続可能な利用を目指した国際開発援助計画のレベルと有効性を高めるため、本ガイドラインで勤められるさまざまな行動を実行すること(ガイドラインのセクション E、1-15)。
 - v. 湿地に由来する製品の国際取引のすべての側面を検討し、より関連性のある会議における議論を考慮に入れつつ、そうした収穫が持続可能であるために必要なあらゆる行動をとること(ガイドラインのセクション F、1-7)。
 - vi. その国内の湿地に関するすべての海外投資活動は影響評価を受けること、この意味での産業界の行動規範を推進すること、湿地に関係する開発活動からもたらされる資源が、その資源の長期的な管理に役立てるような措置の導入を考慮すること(ガイドラインのセクション G、1-3)。
11. 締約国に対し、その確立された、またはその過程にある湿地関連政策及び法的枠組みの一環として、本ガイドライン及びそれを取り上げる諸問題を十分に考慮するよう奨励する(決議 .6 及び決議 .7)。
 12. 締約国に対し、開発途上国及び市場経済移行国の国民を対象とした優先的研修手段としての、ラムサール条約事務局のインターンシップ計画に必要な資金や人材等を提供するよう促す。
 13. 締約国、国際的団体、産業界に対し、ラムサール小規模助成基金に毎年提出される多数の価値あるプロジェクトすべてに基金の支援が行き渡るよう、より長期間、例えば 3 か年にわたる寄付金額と協力の確約という点から、必要な資金、人材等を提供する努力を強化するよう要請する。
 14. ラムサール条約事務局に対し、締約国と本条約の国際団体パートナーの支援を以て、湿地に関連する活動を行う産業界のための、モデルとなる行動規範を収集し普及させるよう求める。

決議 .20 湿地目録の優先順位

1. 締約国に対し、その領土内の湿地の賢明な利用の促進を支援するため、「国家湿地政策の策定と実施を支援するものとしての」自国の湿地目録を作成するよう求めた勧告 1.5 を想起し、
2. また、ラムサール条約の下に、「国際的に重要な湿地のリスト」(ラムサール条約登録湿地リスト)への登録にふさわしい湿地を特定するための、国としての科学的目録の価値を認めた勧告 4.6、決議 5.3 及び .12、「1997-2002 年戦略計画」の行動 6.1.2 を想起し、
3. ラムサール条約事務局と国際団体パートナーに対し「湿地の保全または喪失の世界的な傾向を考慮する基礎情報となる、地球規模の湿地資源の定量化に着手するために、地域や国内の湿地目録や、その他の情報源を活用する」よう求めた「1997-2002 年戦略計画」の行動 6.1.3 を意識し、
4. 「1997-2002 年戦略計画」の行動 6.1.3 に応えて、国際湿地保全連合が作成し本締約国会議の分科会 に提出した、「地球全体の湿地資源と目録の対象となる優先事項に関する評価」と題する報告と、その勧告に留意し、
5. 前述の報告の作成のために提供された、オランダ、ノルウェー、イギリスの各政府による資金援助に感謝し、
6. 国際湿地保全連合の検討結果が、このプロジェクトの制約の範囲内で収集した情報に基づいて、国の包括的な湿地資源目録を作成した国はないか、あったとしても極めて少なく、またそのために世界全体の湿地資源の基礎情報を自信を持って提供することは不可能であると報告していることに憂慮しつつ留意し、
7. 上述の報告で特定され、第 2 回国際湿地と開発会議(1998 年 11 月、セネガルのダカール)で承認されたように、タイプと地域の両方の観点からの、将来の湿地目録の優先事項を認識し、
8. 上記第 1 節、第 2 節で言及した過去の決議と勧告で留意されるように、国の科学的目録が利用できればそれによって大いに助けられるであろう、「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」(決議 .6)、「湿地リスク評価の枠組み」(決議 .10)、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11)、「湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元」(決議 .17)の各決議も、本締約国会議が採択したことを考慮し、
9. 世界自然保護モニタリングセンターが作成し、第 7 回締約国会議の分科会 で発表した、「世界の共有される湿地と河川流域」と題する報告に示されている結果を考慮し、
10. ラムサール条約の適用に関わる価値ある関連情報を伝えるための、現在計画中の提案される「世界の生態系のミレニアム評価」の範囲に留意し、

締約国会議は、

11. 国の包括的な湿地資源目録、可能であれば湿地の喪失や復元の可能性のある湿地(決議 .17)を含めたものを、まだ完成させていないすべての締約国に対し、政策の策定やラムサール湿地の指定といった関連する行動が、可能な限り最良の情報をもとに行われるようにするため、

国の包括的湿地目録の作成を、次の3年間に特に優先させるよう要請する。

12. さらに、目録作成活動の実施において、「地球全体の湿地資源と目録の対象となる優先事項に関する評価」の報告で特にリスクが高い、または情報が乏しいと特定されたタイプの湿地を、特に優先することを考慮するよう締約国に要請する。
13. 締約国に対し、その目録作成活動において、「地中海湿地フォーラム」が提供したもののような、適切な標準化されたデータ収集・処理手順を採用すること、また標準化された、低価格でユーザーが使いやすいGIS地理情報システムの使用を考慮するよう締約国に求める。
14. 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 19)で要請されるように、湿地や河川流域を共有する締約国に対し、目録や関連する管理情報の収集を協力して行なうよう奨励する。
15. 科学技術検討委員会に対し、国際湿地保全連合、ラムサール条約事務局その他の関心ある機関と協力して、リモートセンシングや、低価格でユーザーが使いやすい地理情報システムの利用を含め、現行の湿地目録作成・データ管理モデルを見直し、さらに開発を進めるよう、また国際共通標準の推進を目的として、その見直しと開発の結果を第8回締約国会議に報告するよう求める。
16. 締約国に対し、湿地目録データを有する場合は、それを格納し保存する方法を見直すよう、また必要であれば中心的な情報センターの設置を目指すか、またはすべての意思決定者、利害関係者その他の関心のある人や機関がこの情報資源を利用できるように、可能であればインターネットやCD-ROMの形でそれをできるようにするよう求める。
17. また、締約国その他の関心ある機関及び援助機関に対し、国際湿地保全連合がデータ収集・処理及び湿地目録情報の包括的評価のための適切な標準化された手順を完成させ文書化できるよう、またこの情報を定期的に更新し、インターネットやCD-ROMの形で、簡単に利用できるようにするための手順を立案できるよう、資源を提供するよう奨励する。
18. さらに、二国間及び多国間援助機関に対し、上記で奨励されるように、湿地目録作成プロジェクトが行われることが望ましいことに留意し、途上国と市場経済移行国が提出するプロジェクトへの支援を優先させるよう求める。
19. ラムサール小規模助成基金へ提出されるプロジェクトの考慮にあたって、適切な湿地目録作成プロジェクトに特別の注意を払うよう常設委員会に指示する。

決議 .21 潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進

1. 干潟、塩生湿地、マングローブ、藻場を含む潮間帯湿地が持つ、特に漁業、生物多様性、海岸保全、レクリエーション、教育、水質に関する重大な経済的、社会的、環境的価値を認識し、
2. 世界中で相当数の人々の生活が、潮間帯湿地の生産性と価値に依存していることを意識し、
3. 多くの割合の潮間帯湿地とその価値が、特に干拓埋立、持続可能でない水産養殖、汚染によりすでに喪失または劣化し、地域によっては干拓埋立の規模が増大し続けていることを憂慮し、
4. 潮間帯湿地の生産性と価値に関して、科学的根拠が増えつつあり、またそれらに対する地域社会による認識が高まりつつあり、特に干潟においては近年それが顕著であり、地方や国レベルでは潮間帯湿地の保全と賢明な利用に関する経験や専門知識が急速に増加していることに留意し、
5. 世界的なレベルでは、これらの経験と専門知識を共有し生かすための適当な機構がない状況にさらに留意し、
6. 勧告 5.1 が「締約国に東アジアの渡りの経路上の湿地をラムサール登録リストに追加指定し、特に干潟を追加登録することを求める」としていたことを想起し、それにもかかわらず「国際的に重要な湿地のリスト」に潮間帯湿地がまだ少ないことに留意し、
7. 勧告 6.4 は、渡り性水鳥とその生息地の長期的な保全に貢献するため、情報交換の分野において参加国が協力するよう強く要望していることをさらに想起し、多くのこれらの潮間帯湿地に依存している渡り性水鳥は地球規模で絶滅のおそれがあり、しかし(そのような潮間帯湿地は)既存のラムサール登録湿地にはあまり含まれていないことに留意し、
8. すべてのアジア太平洋諸国を含んだアジア太平洋地域の渡り性水鳥の長期的保全の枠組みを提供する多国間協定の策定を支持するよう締約国に求める、ラムサール条約第 7 回締約国会議勧告 7.3 に注意を払い、
9. 勧告 6.7 が、マングローブと藻場を含むサンゴ礁と関連した生態系のふさわしい地域を、「国際的に重要な湿地のリスト」に登録するよう求めていたことに留意し、
10. 沿岸域での戦略的計画に関する勧告 6.8 が、沿岸域の湿地とその他の鍵となる環境要素の保全と賢明な利用に関して、健全な意志決定を求めていることにさらに留意し、

締約国会議は、

11. 締約国が、過去に起きた潮間帯湿地の消失面積を記録し、現存する潮間帯湿地とその保全状況の目録を作成し、その結果を第 8 回締約国会議に報告するよう求める。
12. 締約国が、条約事務局、国際団体パートナー、及び関係団体と協力し、潮間帯湿地の消失面積とその影響と、残っている潮間帯湿地を対象とした生態学的特徴を維持する助けとなる代替的開発戦略に関する情報の伝達を可能にする対策を策定するよう要請する。
13. 締約国が、潮間帯湿地に悪影響を与える現在ある政策を見直し変更し、これらの地域を対象

とした長期的保全策を導入するよう検討し、これらの取組の成功や、あるいは失敗であっても、第8回締約国会議向けの国別報告書の中で、それに関して助言するよう、要請する。

14. さらに締約国が、より多くの数と面積の潮間帯湿地と、中でも先住民や地域住民にとって重要な場所や、決議 .11 で推奨されている地球的規模で絶滅のおそれのある湿地の種の分布する場所を優先し、特に干潟を、国際的に重要な湿地として特定し登録することを求める。
15. さらに締約国が、海岸湿地に有害な非持続可能な活動の拡大や新規施設の設置や促進を、適切な研究と合わせてこれらの活動の環境的社会的影響評価を通じて、環境と地域住民と調和した持続可能な水産養殖のシステムを確立することを目的とした方策が見つかるまで、停止するよう求める。

決議 .22 地中海湿地のための協力機構

1. ラムサール条約の枠組み内での、地中海の湿地のための 8 年間に及ぶ共同の取組、より具体的には以下の各事項を考慮し、
 - a) 「地中海湿地フォーラム」の名の下での、地中海地域の湿地の保全と賢明な利用のための協力活動の開始(1991年)。「地中海湿地フォーラム」は、ラムサール条約事務局、欧州委員会、イタリア政府、国際水禽湿地調査局(現在は国際湿地保全連合)、トゥール・ドゥ・バラ生物学研究所(フランス)、WWF(世界自然保護基金)の共同の取組である。
 - b) 地中海湿地プロジェクト第1段階(1993-1996年)の実施。このプロジェクトは資金の大半をEC及びフランス、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインによって提供され、プロジェクト期間中には湿地の目録作成とモニタリング、管理、研究成果の応用、及び普及啓発のための方法と手段が開発、試験された。
 - c) 地中海湿地プロジェクト第2段階(1996-1998年)の実施。これはアルバニア、アルジェリア、クロアチア、モロッコ、チュニジアで実施され、資金の大半はやはりECが提供し、ラムサール条約事務局が運営した。プロジェクトにおいては、地中海湿地フォーラムの取組が地中海地域の東部及び南部の諸国に合わせて調整され、また湿地の保全と持続可能な利用への新たな社会経済的アプローチが開発された。
 - d) 地中海湿地フォーラムについての、ラムサール条約第5回締約国会議(釧路、1993年)における勧告5.14、及び第6回締約国会議(ブリズベン、1996年)における勧告6.11の採択。
 - e) 地中海湿地プロジェクト第1段階の枠組み内で、1996年6月、イタリア政府とラムサール条約事務局により準備された地中海の湿地に関する国際会議による、ベニス宣言の採択と地中海湿地戦略の承認。
 - f) 1996年10月の第19回常設委員会による地中海湿地委員会設立についての決定19。この決定は、現在地中海周辺地域の25か国政府、パレスチナ当局、欧州委員会、バルセロナ及びベルン条約、6か所の湿地センター、国際NGOから構成される地中海湿地委員会を、地中海湿地フォーラムの枠組み内で設立するものである。
 - g) ギリシャのテッサロニキ(1998年3月)及びスペインのバレンシア(1999年1月)における、地中海湿地委員会の最初の2回の会合の結果。会合の開催もその資金の提供もこれら2か国の政府による。
 - h) ラムサール条約事務局長による「地中海湿地フォーラム」コーディネーターの任命(1996年)、及び事務局組織の設置。これにはトゥール・ドゥ・バラ生物学研究所(フランス)、WWFインターナショナルに加え、フランス、ギリシャの両国政府(さらに1999年よりスペイン政府)が資金を援助した。
 - i) 地中海沿岸10か国に関するさらに2件の地中海湿地プロジェクトの開始。その一つは地球環境ファシリティーが資金を提供している。

締約国会議は、

2. 地中海湿地フォーラムのもとにこれまで実施された取組に満足の意を、またこのフォーラムに資金援助を行った各国政府や機関、特に欧州委員会に感謝の意を表し、同フォーラムを内部発生的な努力とすべての部門の幅広い参加に基づく、地域協力の一つのモデルとして認識する。
3. 地中海地域の湿地問題での協力のためのフォーラムとして、またラムサール条約へのこの地域の助言者として、ラムサール条約の枠組みの中での地中海湿地委員会の設立を承認する。
4. ラムサール条約戦略計画をこの地域において実施する、地中海湿地戦略とベニス宣言を、地中海地域における取組の手引き書として承認する。
5. この戦略と宣言のモニタリングと実施、またそれらを変化する状況に合わせ調整する任務を地中海湿地委員会に委ねる。
6. この地域の湿地の統合的で持続可能な管理の推進を目指して、地中海周辺の締約国に、地中海湿地プロジェクトの第1及び第2段階の下で詳細に計画した方法を使用しさらにその方法を開発するよう奨励する。
7. 他の地域の締約国に対し、ラムサール条約事務局の支援のもとに、関連する地中海湿地フォーラムの方法、特に決議 .20 で求められるように、湿地の目録データの収集、管理、保存のための方法とデータベースの使用を考慮するよう促し、また地中海湿地フォーラムに関わる各国、諸機関に対し、この目的のために他国への技術的、資金的援助を提供するよう促す。
8. コーディネーター1名と秘書業務のグループからなり、資金的には地中海及び他の地域の各国政府及び諸機関の任意の拠出により支援される地中海しつちよふおーらむのチームを設置し監督するため、ラムサール条約の事務局長がとった行動を承認する。
9. 締約国及び各種機関、特に欧州委員会に対し、地中海湿地フォーラム、特に地中海地域の途上国及び発展過程にある組織等での活動に資金援助を継続して行うよう要請する。
10. 北アフリカ湿地センターの設立のための活動を承認し、締約国及び諸機関に対しそのための資金を寄付するよう要請する。

決議 .23 ラムサール登録湿地の境界変更と湿地生息環境の補償に関する問題

1. ラムサール条約第2条1が、「国際的に重要な湿地のリスト」への登録指定湿地についてはその境界を正確に記述し地図上に表示することを締約国に義務づけていることを意識し、このリストに登録された湿地の中には、ラムサール条約の下に基準や情報記録システムが定められる前に指定されたものがあることを認めた決議5.3を想起し、
2. さらに、「いずれの締約国も、...既にリストに掲げられている湿地の区域を緊急の国家的利益のために削除、若しくは縮小する権利を有するものとし...」と述べるラムサール条約第2条5、及び「締約国は、リストに掲げられている湿地の区域を緊急の国家的利益のために削除、若しくは縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、そして特に水鳥の保護と失われる生息地に相当する別の地域を保全するために、同一の又は他の地域に新たな自然保護区を創設すべきである」と述べるラムサール条約第4条2を想起し、
3. 締約国には登録湿地の削除や境界の縮小を奨励する意図はなく、締約国がその権利を行使する前に、すべての利害関係者と協議しつつ厳格で正直な評価を通じて実行可能な代替措置すべてを検討することが望ましいと意識し、
4. 正当で国際的に受容可能な、緊急の国家的利益の実現のためにラムサール登録湿地の削除または境界の縮小を考慮している締約国を支援するための手引き、そしてその後、補償としての適切な生息地の登録について、ラムサール条約第4条2の義務をどのように果たすかを示す手引きを、ラムサール条約がまだ提供していないことに留意し、
5. 締約国の中には、緊急の国家的利益の判断、生息地の補償、ミティゲーション^{訳注}などの方面に広範な例となる法を有する国があることを認識し、
6. また、技術が進歩して、従来に比べ湿地の境界を細かく識別する技術が高まったこと、またラムサール登録湿地の生態学的特徴をより理解し易くする、登録湿地についての入手可能なデータが質・量ともに継続的に向上していることに留意し、
7. 失われた湿地の生息地やその他の機能を補う必要について述べた、決議 .24 に留意し、

締約国会議は、

8. ラムサール条約の第2条5に述べられる緊急の国家的利益の規定とは別に、ラムサール登録湿地の境界についてさらに定義が必要となる状況、例えば登録時の境界の定義が誤っていた、または不正確であった場合などがあることを認識する。
9. 常設委員会に対し、緊急の国家的利益以外の理由でラムサール登録湿地の境界を見直すための手続きを、他の国際的な義務を損なうことのないよう作成し第8回締約国会議に提案するよう求める。
10. オーストラリアが、緊急の国家的利益以外の状況でラムサール登録湿地の境界を改訂するための、より一般的なアプローチの形成を目的としたケーススタディー2件(決議 .12 で述べたとおり)を作成し、そのケーススタディーの成果を第8回締約国会議での検討に間に合うよう提供する予定であることを認識する。

^{訳注} 影響緩和

11. 常設委員会に対し、資金・人材等の面で可能であれば、ラムサール条約事務局からの支援を得て、また科学技術検討委員会、欧州連合の生息地指令に詳しい専門家、適切な法律その他の専門家、関心のある締約国との協議の下で、第8回締約国会議での検討と採択に備えて、締約国のためにラムサール条約第2条5及び第4条2の解釈に必要な手引きを作成するよう求める。
12. 第8回締約国会議の前に、緊急の国家的利益のためにラムサール登録湿地の削除または境界の縮小を考慮するいずれの締約国に対しても、湿地がもたらすあらゆる機能、役割、利益を考慮に入れた、環境面、経済面、社会面の最高レベルの影響評価を実施するよう求める。
13. 緊急の国家的利益またはこれに類似する判断の問題、及び生息地の補償やミティゲーション問題の経験を有する締約国または機関に対し、常設委員会が検討できるよう、関連する情報や資料をすべて1999年9月30日までにラムサール条約事務局へ提供するよう要請する。

決議 .24 失われた湿地生息地等の機能の補償

1. 多くの国で自然の湿地の総面積が依然として減少し続けていることに留意し、
2. これ以上の湿地生息地の喪失は、生物多様性をはじめ水質や洪水調節等に恩恵をもたらす機能に、国レベルまたは国際的レベルで悪影響を与えかねないことを憂慮し、
3. 締約国に「登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する」よう要請するラムサール条約第3条1を想起し、
4. また、劣化した湿地の復元と湿地喪失の補償についての締約国の約束が含まれる「ラムサール条約施行の枠組み」に関する釧路宣言(決議5.1)を想起し、
5. 効果的な湿地の保護には、3段階にわたって続くミティゲーション^{訳注}、すなわち影響の回避、最小化、補償の中でも、第一の選択肢は湿地の保全であり、後者は最後の手段でしかないことに留意し、
6. 勧告3.3及び「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告4.10及び決議5.6)で定義される賢明な利用の概念に、提案された計画またはプロジェクトが合致するかどうかを判断するために、環境影響評価を計画策定上の決定に組み込むことを締約国に求めた勧告6.2を想起し、
7. 欧州連合の加盟国は、生息地指令(92/43/EEC 1992年5月)により、評価結果が否定的であっても、公共の利益の優先という不可避の理由と代替策が無いという理由で、計画またはプロジェクトが実施されなければならない場合も、「ナチュラ 2000」の全体的な一貫性を確実に守るため、あらゆる補償の手段をとらなければならないことに留意し、
8. 米国は、その水質浄化法の規定、及び湿地の機能と価値全体で正味の損失は出さないと明言する政策により、避けられない湿地の喪失を補うためすべての実行可能な手段を取らなければならないことに留意し、
9. 自然の湿地の喪失を補う上で傑出した役割を果たしうる、湿地の復元に関する勧告6.15を想起し、

締約国会議は、

10. 締約国に対し、人間活動に起因する、湿地の機能、属性、価値の喪失、湿地の質と表面積との両方の喪失を補うためのすべての実行可能な手段を講ずるよう要請する。
11. 締約国に対し、湿地の喪失を補償する規則を、国内の土地及び水の計画策定に関する政策に組み入れるよう求める。
12. また締約国に対し、湿地の喪失を補償するためには、同じ集水域内の類似したタイプの湿地で補うのが望ましいということを組み込むよう求める。

^{訳注} 影響緩和

13. 常設委員会に対し、科学技術検討委員会及びラムサール条約事務局と協力し、また国際団体パートナーと協議して、避けられない喪失が生じた場合のために、湿地生息地の補償基準とガイドラインを定め、これを第8回締約国会議での承認に備え提出するよう促す。

決議 .25 湿地における環境の質の測定

1. 湿地生態系とこれに伴う生態学的プロセスを支える水環境の能力は、特定地点で直接的にも、また浸透や間接的な汚染によっても、都市、産業、農村のそれぞれの環境における人間活動による廃棄物の排出によって、深刻に低下することを認識し、
2. a) 人間による水質の改変が湿地の水界ビオトープの生態学的プロセスに及ぼす影響についての知識は、きわめて不足していること、b) この知識の不足は、確かな手順や方法を確立するための統一した基準の欠落に起因していること、c) この状況は、主に水、堆積物、指標生物のサンプリングに用いられる手順の技術的有効性と法的・行政的有効性の観点から、指標的で重要な生物学的、物理的、化学的パラメータの研究と記述においても共通するものであることを観察し、
3. 既存の規則に調和し、法的に有効なものとなるよう、法的側面及び行政手続きを考慮に入れるには、サンプリングと分析の方法はしばしば十分には整合されていない点に留意し、
4. また、ラムサール条約第6回締約国会議の勧告6.14は、a) 危険なまたは生物濃縮する化学物質が水に混入した場合、それが湿地の生態系に及ぼす悪影響を確認し、b) 締約国に対し、生物学的、物理的、化学的パラメータの観点から、生態学的水質を監視し規制する方法を開発できるようにし、この分野における調査研究の諸計画を増やし整合させるよう奨励していることに留意し、
5. 勧告6.14が科学技術検討委員会に対し、湿地における有毒物の影響の問題を取り上げるよう求めていることを意識し、

締約国会議は、

6. 締約国に対し、湿地の水、堆積物、生物相における有毒物質の存在とその重大性に関する調査を強化するよう求める。
7. 適切な国際的団体と協力して、指標的な生物学的、物理的、化学的パラメータの確立を通じ、湿地の生態学的水質を評価するための信頼しうる基準と方法をまとめ、広く普及させる権限を科学技術検討委員会に与える。
8. 湿地の水環境の質を示すパラメータの適切な測定と解釈には、こうした環境に伴う水、堆積物、生物の生物学的、物理的、化学的サンプリングと分析のための共通した手順の開発と試験が必要であることを、改めて表明する。
9. 意図する評価に対し適切な、正確かつ精密な結果を導くことができると厳格なテストにより示されたサンプリングと分析の方法につき、その使用を促進するよう、締約国に促す。これは、適格な科学者や技術者がそれらを正しく適用できるよう、明確で簡潔な技術標準の形での提案を、準備し、出版し、配布することによって行う。また同時に、これらの標準は、湿地の調査研究、行政、管理の専門家の研修において教育的役割を果たす。
10. これらの方法を常に見直し、湿地保全の科学、技術、学術、管理、法律の各側面で活動する代表的組織や機関による必要な改善を奨励するよう締約国に要請する。これらの見直しと改善は、この活動の利益と普及を最大限にするため、多数の国の関与を得ることが望ましい。

決議 .26 西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンターの創設

1. ラムサール条約の第4条5が「締約国は、湿地の研究、管理及び保全について能力を有する者の研修を促進する」と規定していることを認識し、
2. 地域の連絡調整担当者を通じた、研修計画の確立とラムサール条約の管理強化についての勧告6.5及び6.6に言及し、
3. また、ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」の目標実現のためには、研究、研修、協力・調整のための機構の創設が、西半球での優先事項であることを認識し、
4. 西半球の湿地の分野の管理者及び専門家を対象とした、他の研修計画の存在を意識し、
5. Ciudad del Saber^{訳注}内に地域ラムサールセンターを創設するというパナマ共和国政府の申し出を考慮し、これと共に、この新規取組に対し常設委員会がその第21回会合で表明した支援にも言及し、
6. また、1998年6月、コスタリカのサンホセで開催された汎米会議で、西半球の締約国が表明したこの新規取組への支援を考慮し、
7. IUCN中米地域事務所等、この取組に参加する組織から申し出のあった技術的支援を感謝をもって確認し、

締約国会議は、

8. Ciudad del Saberでの活動の枠内で、西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンター創設を申し出たパナマ政府の新規取組への承認を表明する。
9. 西半球のラムサール条約締約国と関心を持つ組織が恒久的な協議機構を通じて参加し、同センターの計画策定と創設のプロセスを継続するようパナマ政府に対し奨励する。
10. ラムサール条約事務局に対し、同センター計画の技術や運営面の研究、及び同センターの管理についてパナマ政府を支援するよう求める。
11. 同センターを支援するよう、また交流プログラム、協力等、湿地に関する補足的活動の創出について同センターの持つ可能性を考慮して、この計画に参加するよう締約国を奨励する。

訳注 「知識の都市」の意

決議 .27 条約の 2000 - 2002 年作業計画

1. ラムサール条約の「1997-2002 年戦略計画」を採択した第 6 回締約国会議決議 .14 を想起し、締約国が本締約国会議に国別報告書を同じ様式で作成して提出するよう求められていることに留意し、
2. 本会議に国別報告書を提出した 107 の締約国に感謝の意を表し、提出しなかった締約国には提出することを優先的に実施するよう要請し、
3. 本締約国会議のために採用された国別報告書の様式が、条約の施行状況をより体系的に深く掘り下げて分析できるものであることに満足の意を表し、事務局長が本締約国会議向けの報告の中で、国別報告書の様式をさらに改善するよう勧告したことに留意し、
4. 条約の施行状況についての地域別概況報告の内容、常設委員会の議長の報告、科学技術検討委員会による報告、事務局長の報告のそれぞれに留意し、
5. 「1997-2002 年戦略計画」の実施において、特に新加盟国、法制上の見直し、政策策定、環境影響評価、復元、地域住民の参画、登録湿地の管理計画の策定、他の地球規模の条約との協働の分野で進展が見られたことに満足しつつ留意し、
6. 「1997-2002 年戦略計画」の適用が締約国によって異なり、総合目標の中でも特に経済評価方法の適用、民間部門の参画、学校教育プログラムへの湿地の導入、国内ラムサール/湿地委員会の設立、研修、ラムサール湿地の登録、国別目録、ラムサール登録湿地の姉妹提携と国境をまたぐ湿地の登録、国レベルで各種環境関連条約を施行する際の整合性、小規模助成基金への現支援レベル、ラムサール担当省庁と二国間開発援助機関との連絡調整の各分野では、地球的規模でほとんど進展がみられていないことに憂慮し、
7. 今後 3 年の間に「1997-2002 年戦略計画」を効果的に実施するには、いくつかの分野でより大きな成果をあげることを促すために、しかるべき行動についてさらに明確な目標を設けることが効果があるということを確認し、
8. 各締約国、締約国会議の各補助機関^{訳注}、ラムサール条約事務局、国際団体パートナーを含む、条約全体に関わる「1997-2002 年戦略計画」に基づく次の 3 年間の「作業計画」を承認しようという提案を歓迎し、

締約国会議は

9. 付属書 にあるラムサール条約 2000-2002 年 3 か年作業計画を承認する。それについては、毎年常設委員会が実施する条約事務局の作業計画承認に当たって、委員会は事務局に期待される様々な行動の優先順位をつける必要があるかもしれないことに留意する。
10. 条約の「2000-2002 年作業計画」の効果的な実施が確実なものとなるよう、国際団体パ

^{訳注} 常設委員会や科学技術検討委員会

ートナー及び関連の政府間機関や NOG に、今後も条約に対し政策、技術、財政の各側面で支援をしてもらうことを促す。

11. 「2000-2002 年作業計画」に掲げられている各項目ごとに定められた、条約の地球規模の目標を承認する。また、ラムサール条約事務局に、第 24 回常設委員会において検討され、承認されることを目指して、第 7 回締約国会議の国別報告書と地域別概況報告に記載されている情報に基づいて、これらの項目の地域別目標を準備するよう求める。さらに条約事務局にはすべての締約国にこれらの目標を伝えてもらうよう求める。それは各締約国に国別及び地域別に優先順位を決める際の参考にし、配慮してもらうためである。
12. 各締約国に 1999 年末までに、条約の「2000-2002 年作業計画」に定められた目標及びその後決定された地域目標を考慮に入れつつ、国内湿地またはラムサール委員会やそれに準ずる機関による協議プロセスを経て、「ラムサール条約の 2000-2002 年戦略計画のため国別目標」を定め、採用することを検討するよう促す。
13. 常設委員会に対し、その第 24 回会議で、第 7 回締約国会議で用いられた国別報告書用の様式を点検し、2000 年の早い時期に第 8 回締約国会議のための様式を提供することを視野に入れて、どのような変更が必要かを明らかにするよう求める。そうすることでこの枠組みを適用しようとしている締約国は、できるだけ早い機会に、国の計画策定及び報告実施の進行記録を作成し、その作業を継続していくことができる。
14. すべての締約国に対し、第 8 回締約国会議のための国別報告書の準備を、国内ラムサール/湿地委員会がある国はその機関を含め、すべての関連政府省庁と協議して、準備するよう要請する。
15. 「戦略計画」の行動 8.1.9 と 8.1.10 にあるように、締約国に対し、国内ラムサール/湿地委員会の設立と、その組織を政府及び NGO 双方の利害関係者で構成するよう奨励していることを、改めて表明する。
16. ラムサール条約事務局に対し、第 8 回締約国会議で検討し、各締約国が各国の経験から教訓を得ることができるよう、各国の国内ラムサール/湿地委員会の会員構成、権限、運営の詳細な評価を準備するよう求める。
17. 締約国に対し、「1997-2002 年戦略計画」の行動 8.1.10 に規定されている通り、この条約の担当省庁が、条約への期待が高まる中でますます増えていく要求に応えるのに必要な資源を持っているかどうかを確認するために、評価を行うこと^{訳注}を要請する。
18. また、締約国に対し、各締約国が調印している国際レベル及び地域レベルの各種条約及び協定を実施する際の整合性をはかるための国内プロセスと機構を見直し、これに関連してとった行動を、第 8 回締約国会議のための国別報告書の中で報告することを奨励する。
19. ラムサール条約事務局に対し、資源の許す限り、湿地の保全と賢明な利用及び河川流域

訳注 (担当省庁の) 評価を行うこと

と沿岸域の統合的管理に関連した開発援助プロジェクトのための財源を確保するために、二国間及び多国間援助機関を支援、協働する取組を継続していくことを要請する。また、二国間開発援助機関を有すすべての締約国に対し、条文第5条(決議 .19)に規定されている義務が確実に遂行されるように、当該国のラムサール担当省庁と緊密に協力していくことを求める。

20. さらに、すべての締約国、中でも各地域の常設委員会のメンバー国、ラムサール条約の非締約国に隣接している国々、そして、非締約国に飛来する湿地依存の渡り鳥の飛来地域に属する国々に対し、これらの非締約国に条約への加盟を奨励することで、条約の締約国を世界中に広げるという戦略計画の総合目標1を達成するための取組を今まで以上に行うことを求める。それによって、第8回締約国会議開催前に締約国数を150にするという目標が達成され、条約の地球規模の使命をより効果的に遂行することができる。
21. レバノンが加盟(第115番目の締約国)し、キューバも近々加盟するという通知が本締約国会議の会期中に得られたことに深謝する。
22. 常設委員会に対し、第8回締約国会議において検討し、採択するように、2003-2008年の期間のための改訂版の戦略計画を、各締約国、各国際団体パートナー、その他の条約の事務局、関連国内機関及び非政府組織と共に協議して、準備することを指示する。

付属書

ラムサール条約 2000-2002 年作業計画

総合目標 1

条約の加盟国を世界中に広げる。

実施目標 1.1: 2002 年までに少なくとも 120 か国の締約国を確保するよう努力する。

行動	進捗状況、優先項目、目標
<p>行動 1.1.1 特に締約国の少ない地域の国々や、重要な湿地資源及び二つ以上の国にまたがる湿地資源(共有される種を含む)、またはそのいずれかを持つ国々に、条約への加盟を募る。[締約国、常設委員会地域代表、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP7 ^{訳注}現在、締約国は 115 か国になっている。これは COP6 の時点よりも以下の 23 か国(締約国になった順に記載)が増えたからである。コンゴ共和国、コートジボワール、ガンビア、イスラエル、マラウィ、ボツワナ、バハマ、ジョージア、韓国、ニカラグア、モナコ、ジャマイカ、バーレーン、モンゴル、シリア、ルクセンブルグ、ベリーズ、タイ、コンゴ、コロンビア、マダガスカル、エルサルバドル、レバノン。 • アフリカ、中央アジア、中近東、小島嶼開発途上国ではまだ不足がみられる。小島嶼開発途上国については勧告 7.2 を参照。 • 目標 COP8 までに締約国を 150 か国にすること。
<p>行動 1.1.2 地域会合とその活動、そして国際団体パートナーの地域事務所を通し、条約への加盟を促進する。 [常設委員会地域代表、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP6 以降、締約国数が大きく増えたのは、多くの国々、条約事務局、国際団体パートナーによる、条約加盟促進への取組の成果でもある。 • これらの取組は今後も継続され、上記の優先地域及び小島嶼開発途上国を中心に展開されることになる。

総合目標 2

条約の賢明な利用ガイドラインを実施し、さらに発展させることによって、湿地の賢明な利用を達成する。

実施目標 2.1: 賢明な利用ガイドラインが確実に適用されるように、すべての締約国において、国レベル、あるいは超国家レベル(例：欧州共同体)の法制度、機構、方法を見直し、必要であれば修正する。

^{訳注} COP は締約国会議のこと。COP7 は第 7 回締約国会議(COP に続く数字は、何回目の締約国会議かを表す)。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.1.1 法制度と実施状況の見直しを行い、COP への国別報告書で賢明な利用ガイドラインがどのように適用されているかを示す。 [締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP7 への国別報告書の中では、全世界で 45 か国の締約国が法制度の見直しを実施し、その中の 36 か国が適切な改正や修正を加えたと報告している。これらの見直しがどの程度効果的に湿地に適用されたか、また条約の目標達成を促進したかについてはまだ明確にはなっていない。 • これは次の 3 年間に実施する優先事項の一つである。これらの取組においては、「法制度の見直しに関するガイドライン」(決議 .7)が参考となる。 • 目標 少なくとも 100 か国の締約国が COP8 までに湿地に関連した自国の法律と制度を包括的に見直すこと。
<p>行動 2.1.2 国家環境行動計画や国家生物多様性戦略、国家自然保護戦略といった他の国家的な保全計画策定の明確な構成要素の一つとして、または独立した政策として、国家湿地政策を策定するよう、いっそうの努力を促す。 [締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 22 か国の締約国が適切な国家湿地政策/戦略計画または行動計画を策定したことを、さらに 31 か国が策定中であることを表明した。さらに 24 か国が、そのような手段が近い将来計画されていることを報告している。これに関するさらに詳細な分析は決議 .6 の付属書にある。91 か国の締約国が、湿地は国の他の各種環境計画において考慮されていると述べているが、それに水管理計画や政策が含まれていると答えたのは 27 か国だけだった。 • 湿地保全とその賢明な利用がより広い国家環境及び水政策に統合されること同様に、国家湿地政策の策定と施行は、今後も条約におけるもっとも優先順位の高い行動の一つであり続ける。「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」(決議 .6)がこれらの取組の参考となる。 • 目標 COP8 までに少なくとも 100 か国の締約国が国家湿地政策を、あるいは適切な場合は、すべての湿地関連政策/戦略と計画を整合させることを承認した文書を有すること。そしてすべての締約国が、国の環境及び水政策や計画に湿地への配慮を組み込んでいること。「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」(決議 .18)がこれらの取組の参考となる。

実施目標 2.2: すべての締約国において、土地利用や地下水管理、集水域・河川流域や沿岸域の計画策定、その他すべての環境計画策定や管理に関する、国、都道府県、地方の計画策定と政策決定に、湿地の保全そして賢明な利用を統合する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.2.1 湿地、その中でも特に集水域と沿岸域の利用計画策定の情報を収集し、締約国が利用できるようにする。 [条約事務局]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • この行動への対応の一つが、「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」(決議 .18)である。 • 目標 次の3年間で、沿岸域の利用計画策定及び管理に湿地を統合するためのガイドラインを、COP8での検討のために、開発すること。
<p>行動 2.2.2 国家、都道府県、地方の土地利用計画策定に関わる文書や活動において、またすべての関連部門及び予算配分に関する条項に、湿地を含めることを促す。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 74 か国の締約国が、土地/水及び沿岸域の利用計画策定及び管理を統合するプロセスにおいて、湿地も考慮するための取組を実施していると報告している。どの程度この種の統合的手法が効果を上げているかはまだはっきりとは明らかにされていない。連邦制の14か国の締約国において、湿地政策/戦略が地方レベルにおいても策定されていることは喜ばしいことである。 • 広域の景観及び河川流域/沿岸域の利用計画において、統合された部門横断的アプローチの湿地管理を達成することも、次の3年間における最優先事項の一つである。 • 目標 COP8までに、すべての締約国が河川流域及び沿岸域の統合要素として湿地管理を考えることを促進し、積極的に実施し、さらに、これらの行動からどのような成果があがったかについての詳細な情報をCOP8のための国別報告書に記すこと。

実施目標 2.3: 賢明な利用に関するガイドラインと追加手引きの適用を拡大し、これまで扱われなかった具体的問題に関しても締約国へ助言をし、現在行われている最良の実施例を提供する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.3.1 賢明な利用の追加手引きの適用を、他の機関と協力して、油流出防止や除去作業、農業による水質汚染、都市廃棄物や産業廃棄物といった特定の問題にまで拡大する。[締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP7のプログラムは、一連の優先問題にこの種の手引きを提供するよう計画された。そのプログラムでは、侵入種の湿地への影響の見直しが含まれ、条約が遂行すべき一連の行動への勧告がなされていた(決議 .14)。 • 目標 COP7の後、条約事務局は他の適切な協力者と共に、COP7の分科会の成果に基づいて、賢明な利用ハンドブック・シリーズを制作すること。

<p>行動 2.3.2 既存のガイドラインと追加手引きが効果的に適用された例を公表する。 [締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 40 か国の締約国が賢明な利用の実施に関するいくつかの側面についての出版物を制作したと報告している。1998 年の「世界湿地の日」に始まった条約ホームページの「賢明な利用資料センター」に掲載するために、条約事務局にそれらの出版物の一部しか提供されなかったことは残念であった。 • この種の資料を入手できるようにすることを促し、改善することは、「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9)における優先事項の一つである。 • 目標 COP8 までに、締約国やその他の機関から条約事務局に提供された文献や出版物の中から適切なものを 500 種類、賢明な利用資料センターに載せること。
--	--

実施目標 2.4： 環境計画策定のために、湿地の恩恵と機能に関する経済評価を提供する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.4.1 湿地の恩恵と機能の経済評価を示す文書と方法論を開発し、広い範囲への普及と適用を促進する。 [締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP7 に提出した国別報告書に、自然資源計画策定及び湿地に関する評価に経済評価手法を取り入れるための何らかの行動をとったと記載した締約国は 34 か国しかなかった。 • この活動のためのガイドライン(下記参照)が完成すれば、今後 3 年間の優先順位の高い分野となる。 • 目標 COP8 までに、すべての締約国は湿地のサービス、機能、恩恵の経済評価を、影響評価と湿地に関する意思決定プロセスに組み込むこと。
<p>行動 2.4.2 IUCN や他の協力機関の支援を受けて、COP6 で発表された湿地の経済評価に関する情報を出版する。 [条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • これは 1997 年に「湿地の経済評価」という書籍を出版して達成した。
<p>行動 2.4.3 行動 2.4.2 に基づいて出版される経済評価に関する知見を実施するような具体的活動を始める。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 2.4.1 を参照のこと。また、条約事務局は、IUCN と共に、スイス政府の財政支援を受けて、南アフリカ開発共同体 (SADC) に属す国々において湿地の経済評価を実施するプロジェクトに着手した。
<p>行動 2.4.4 湿地の経済評価の分野で推奨しうる具体的な実践例の内容と実施状況を、COP7(1999 年)の分科会で検討する。[科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP7 の分科会で検討する優先テーマについての調査を実施したところ、これは締約国から十分な支持を受けることができなかったために、COP8 まで延期されることになった。COP7 では、経済評価の問題は奨励措置(決議 .15)と影響評価(決議 .16)に関する議論の一部で扱われた。

実施目標 2.5: 湿地に特に影響を及ぼす可能性のある開発案件や土地利用・水資源利用の変更に関して、また特に登録湿地でその生態学的特徴が「技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、変化するおそれがある」(ラムサール条約第3条2)ものについては、環境影響評価を実施する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.5.1 COP7(1999年)の分科会に向け、「環境影響評価のためのガイドライン」の検討結果と、現在行われている環境影響評価の最良の実践例を準備し、賢明な利用の追加手引きの内容を拡大する。[常設委員会、科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • これらの問題はCOP7の分科会の「ラムサール条約と影響評価：戦略、環境、社会影響評価」というペーパーの中で検討されていた。決議 .16を参照。 • 目標 今後3年間で、この分野の新たな手引きを、生物多様性条約、ボン条約、IUCN、国際影響評価学会との協力で作り上げること。
<p>行動 2.5.2 湿地に影響を及ぼす可能性を持つ開発案件や、土地利用・水資源利用変更の結果、生態学的特徴に変化が起る恐れのある登録湿地では、(湿地の恩恵と機能の経済評価を十分に考慮しながら)確実に環境影響評価を実施するようにし、またその結果をラムサール条約事務局に通知し、関係当局がその結果を十分に考慮するように図る。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP7に、生態学的特徴に変化がある、あるいは近い将来変化する恐れがあるとして、35か国の締約国が115の登録湿地を挙げた。国内のすべて、あるいはいくつかの登録湿地に変化があったと報告した締約国は2か国であった(決議 .12を参照)。詳細を提供した締約国もあったが、すべてのケースで環境影響評価が実施されたかどうかを知ることは不可能である。 • 目標 今後3年間で、締約国はこのような状況においては必ず環境影響評価を実施し、条約事務局に問題と環境影響評価の結果を報告すること。
<p>行動 2.5.3 開発案件や土地利用・水資源利用の変更のために、特に湿地資源への悪影響が起る恐れのあるその他の重要な地域においても、環境影響評価を実施する。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 92か国の締約国が、湿地に影響を与えかねない行動については環境影響評価を実施することが法律で定められていると知らせている。これが、最高水準の環境影響評価が適用され、湿地の全機能と全便益が適切に考慮されているということを示唆しているであれば、条約にとっては喜ばしい大きな進展である。 • 目標 COP8までに、すべての締約国は湿地に影響を及ぼす可能性のあるあらゆる行動に対し、環境影響評価の実施を法的に義務づけ、この件に関してどのような進展があったかをCOP8の国別報告書で詳細な報告を行うこと。
<p>行動 2.5.4 開発案件あるいは土地利用・水資源利用の変更による影響を評価する時には、(都道府県や地方レベル、並びに集水域あるいは沿岸域のレベルでの)「統合的環境管理」や「戦略的環境影響評価」を考慮する。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記2.5.1と2.5.3を参照のこと。

実施目標 2.6: 復元や機能回復の必要がある湿地を特定し、必要な対策を実施する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.6.1 復元あるいは機能回復の必要がある湿地を特定するため、地域あるいは国の科学的な湿地目録(勧告 4.6)を用いるか、モニタリングを実施する。 [締約国、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP7 では分科会 (決議 .17)で復元及び機能回復に関して検討された。これで、復元あるいは機能回復が必要な湿地の目録を作成しているのはほんの一握りの締約国だけであることがわかった。 • このような目録の完成は条約にとって今後も優先分野であり続ける。 • 目標 復元/機能回復の目録が COP8 までに少なくとも 50 か国の締約国で作られること。
<p>行動 2.6.2 失われた湿地または機能が劣化した湿地を、復元そして機能回復するための方法論を提供し実施する。[締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • このテーマに関してはかなりの情報があるが、希望に応じて利用できるようにはなっていない。 • 目標 今後 3 年間の優先事項としては、条約の賢明な利用資料センター(上記 2.3.2 参照)に適切なケーススタディや方法論に関する情報を加えること。
<p>行動 2.6.3 破壊された湿地または機能が劣化した湿地、特に主要な河川系または高い自然保護上の価値を有する地域(モントルー会議の勧告 4.1)において、湿地の復元・機能回復プログラムを確立する。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 76 か国の締約国が国別報告書の中で、湿地の復元あるいは機能回復を実施したと報告している。しかし現段階では多くの国で、その規模も小さく、あるいは試験的なものだったようだ。しかしいくつかの大きなプロジェクトも実施されている。 • 条約は、水路や沿岸環境の「健全性」と生産性を促進あるいは維持することにつながるような、湿地の復元と機能回復を今後も促進していく。 • 目標 COP8 までに、優先的に復元あるいは機能回復する必要がある湿地を、すべての締約国が特定し、少なくとも 100 か国でプロジェクトが実施されること。
<p>行動 2.6.4 COP7(1999年)で湿地の復元と機能回復に関する分科会を催し、都道府県や地方レベルそして集水域レベルにおける最良の実践例 10 例を特定する。 [科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 2.6.1 と 2.6.2 を参照。 • さらに、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(決議 .8)など、COP7 のために実施された他のプロジェクトから多くのケーススタディが集められた。その中には、復元あるいは機能回復の事例が含まれており、この会議の後で出版されることになっている。

実施目標 2.7: 湿地の保全と賢明な利用において、先住民を含んだ地域社会の情報提供を受けた上での積極的な参加、特に女性の参加を奨励する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.7.1 湿地の管理に地域住民そして先住民の参加を得るといふ、勧告 6.3 を実施する。[締約国、条約事務局]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 72 か国の締約国が国別報告書の中で、先住民や特に女性を含む地域社会が、湿地の管理と賢明な利用に積極的に、情報を与えられて参加することを奨励するための行動がとられたと報告している。多くの国で、湿地のある地域の利害関係者が地元の湿地資源を持続可能に利用するための責任を果たそうとしていることが、国別報告書からはっきりとわかる。 • COP7 の分科会 では、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(決議 .8)が検討された。IUCN の指導を得て、多くのNGOによって実施されたこのプロジェクトは勧告 6.3 への対応であった。 • 目標 今後の3年間は、上記ガイドラインの実施が条約の最優先事項の一つとなる。COP8 までにはすべての締約国が、地元の利害関係者による湿地管理を促していること。
<p>行動 2.7.2 湿地の生態学的特徴をモニターするため、湿地の管理者そして地域住民がすべてのレベルで協力して仕事を進めることを奨励する。こうすることで、管理ニーズや湿地に対する人間の影響への理解が深まる。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • これは国別報告書の中で具体的に挙がっていた質問ではないため、これが実際にどの程度起こっているのかを明確に知ることはできない。 • 「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9) はこのような地域社会の参加を、条約の教育及び能力向上のための道具として、優先順位の高い事項とすることを求めている。
<p>行動 2.7.3 特に登録湿地において、湿地管理委員会を設立し、湿地管理に地域社会の参画を求める。委員会には、地域の利害関係者や土地所有者、管理者、デベロッパーそしてその他の利益団体、特に女性グループの代表者を入れる。[締約国、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP7 の国別報告書の様式の中の補足項目では、条約に関連した仕事の様々な側面におけるNGOの関わりについての助言を求めている。63 か国の締約国が登録湿地の管理委員会にNGOが参加しているかどうかの質問に答え、その中の37 か国が参加していると答えている。この種の委員会への地域社会のより一般的な人々の参画がどの程度あるのかに関する明確な状況を国別報告書から知ることはできなかった。 • 目標 少なくとも100 か国の締約国で登録湿地管理委員会が活動し、そこにNGOの代表が参加していること。

<p>行動 2.7.4 湿地の保全と賢明な利用について、先住民や地域社会が持つ伝統的な知見そして管理のやり方を認識し、適用する。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 2.7.1 参照。 • また、伝統的知見及び管理方法に関連したこれらの問題はこれまで条約では十分に検討されてこなかった。この件は 1998 年の汎アフリカ地域会議で、ラムサール条約で考慮される優先事項とするよう指摘されたものである。 • 目標 これは今後の 3 年間で取り組んでいく。可能であれば、この分野での取組をすでに始めている生物多様性条約及び砂漠化防止条約とのパートナーシップで取り組んでいくこと。
---	---

実施目標 2.8: 湿地の保全と賢明な利用への民間企業の参画を奨励する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.8.1 民間企業が湿地に影響を与える事業を展開する際に、湿地の属性や機能そして価値をより深く認識することを促す。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 47 か国の締約国が、湿地の保全と賢明な利用への民間企業の参画を奨励するための行動を起こしたと報告している。国別報告書には民間企業とのパートナーシップに関する様々な状況やケースの記載がある。これは明らかに条約の中でも、今後さらに促進されていくことの必要な分野である。 • この 3 年間に、条約事務局は革新的な「エビアン・プロジェクト」に、多国籍企業であるダノングループとフランスの複数の政府部局とのパートナーシップで着手した。これは研修及び広報に関するプロジェクトを財政的に支援するものである。 • 目標 - 今後 3 年間で、民間企業とのパートナーシップで行う取組をさらに段階的に拡大していく。また、条約事務局は効果的で革新的なアプローチをとったいくつかについては文書にし、ケーススタディとして人々が入手できるようにする。COP8 までに 100 か国以上の締約国で湿地保全に民間企業の支援を得るようにすること。
<p>行動 2.8.2 民間企業が湿地に影響を与える開発事業を展開する際に、賢明な利用ガイドラインを適用するように奨励する。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • この行動の一つの側面には奨励措置の活用がある。奨励措置を見直し、効果的なものは導入し、反対に、逆効果をもたらすものは廃止したことを、国別報告書で報告していた国は 13 か国にすぎなかった。 • COP7 では、湿地のための奨励措置は分科会（決議 .15）で検討された。 • 目標 - 今後 3 年間で、賢明な利用を促進する上で、奨励措置を活用することを本条約の下での優先事項の一つとする。COP8 までの目標は、50 か国以上の国が自国の奨励措置についての見直しを完了させていることである。

<p>行動 2.8.3 民間企業に湿地管理者とパートナーシップを結び、湿地の生態学的特徴をモニタリングするよう奨励する。 [締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国別報告書には、財政的支援を提供するというものを除いては、このような事例を示すものはなかった。 • この行動は今後の3年間でさらに促進される。
<p>行動 2.8.4 湿地管理委員会への参加を通じ、湿地管理に民間企業を参画させる。 [締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP7の国別報告書では、このような参画が起きていることを確認することはできなかった。 • 目標 - 上記2.7.2と2.7.3に記載されているように、部門横断的な利害関係者による湿地、特にラムサール登録湿地のための管理委員会が設立されることを今後3年間の優先事項の一つとする。

総合目標 3

世界中のすべてのレベルで、湿地の価値と機能に関する認識を高める。

実施目標 3.1: 協力機関や他の機関と協力し、各国の教育及び普及啓発プログラムを促進するために企画された、湿地及びその機能と価値に関する国際的な「教育・普及啓発」プログラムの実施を支持し支援する。

行動	進捗状況、優先項目、目標
<p>行動 3.1.1 地球規模の協調で、湿地の「教育・普及啓発」プログラムを開発し、実施するための調整の仕組みと機構を特定し、設立することを支援する。 [締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「ラムサール条約普及啓発プログラム」がこの行動への対応である(決議 .9)。 • 目標 - COP8までに、湿地広報教育普及啓発のために、各締約国のラムサール担当窓口のグローバルネットワーク構想を実現し、それが地球規模の「普及啓発プログラム」の促進と実行に向けて効果的に機能していること。「普及啓発プログラム」の実施に必要な能力を条約事務局に付与するための資源を確保すること。
<p>行動 3.1.2 地域の教育・普及啓発活動のニーズの特定と、実現のための資源を開発するための優先事項の確認に参加する。 [締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 3.1.1 を参照。
<p>行動 3.1.3 各国の教育・普及啓発プログラムを支援するための国際的な参考資料の開発を支援する。 [締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 3.1.1 を参照。

<p>行動 3.1.4 湿地教育センターや教育者の間で、情報、知識、技術の交換を促進する国際的プログラムを支援する。例えば、国際湿地保全連合の教育普及啓発作業部会 (EPA Working Group)、地球河川環境教育ネットワーク、湿地リンクインターナショナルなどである。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 3.1.1 を参照。 • これらのプログラムは他のものも含め、1998 年 9 月に開催されたワークショップで紹介され、普及啓発プログラムの開発に役立った。
<p>行動 3.1.6 COP7 と併せて、湿地に関する国際的な教育・普及啓発活動の見直しを行う。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 3.1.1 を参照。

実施目標 3.2: 主要政策決定者や湿地の中や周囲に住む人々、湿地を利用するその他の人々、そして広く一般の人といった広範囲の人々を対象として、湿地に関する教育・普及啓発の国内プログラムを開発し、促進させる。

行動	進捗状況、優先項目、目標
<p>行動 3.2.1 政府機関やNGO、そして国内向けの教育・普及啓発プログラムを開発できるようなその他の機関とのパートナーシップを奨励する。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「ラムサール条約普及啓発プログラム」はこのようなパートナーシップをさらに奨励するものである(決議 .9)。 • 目標 - COP8 までに、湿地広報教育普及啓発のために、締約国政府と非政府組織それぞれのラムサール担当窓口のグローバルネットワーク構想を実現し、すべての締約国において国の普及啓発プログラムの促進と実行に効果的に機能すること。「普及啓発プログラム」を実施するための条約事務局の能力強化のために資源を確保すること。
<p>行動 3.2.2 特定されたニーズや対象とするグループに基づいて、湿地を肯定的に捉えるようなビジョンを創り出し、湿地の価値と機能に対する関心をすべてのレベルで喚起するための、国内事業やキャンペーンを支援する。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 3.2.1 参照。 • 62 か国の締約国が政府主導の教育・普及啓発プログラムを持っていると報告しており、66 か国がそのような活動を実施しているNGOが国内にあることを報告している。 • 目標 - 上記 3.2.1 を参照。
<p>行動 3.2.3 湿地の現場に教育センターを設置するよう奨励する。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 湿地教育センターと湿地リンクインターナショナルの新たな取組が「普及啓発プログラム」の中核部分である。 • 目標 - COP8 までに、条約の原則を推進するために、150 か所以上の活発な教育センター(及び類似の場所 - 下記 3.2.4 を参照)を設置し、すべての締約国に少なくとも一つのセンターが設置されているようにすること。
<p>行動 3.2.4 博物館、動物園、植物園、水族館、そして環境教育センターとともに、学校教育外で湿地についての教育・普及啓発を支えるような展示やプログ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 博物館、動物園なども「普及啓発プログラム」の重要な要素であり、条約の活動を促進するためにこれらの組織を奨励する取組が実施される。 • 目標 - 上記 3.2.3 参照。

ラムの開発を奨励する。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]	
行動 3.2.5 高等教育そして専門的な研修コースを含め、教育のすべてのレベルの教育課程に湿地に関連した単元を組み込むよう奨励する。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]	<ul style="list-style-type: none"> • 43 か国の締約国が、教育施設での教育課程に湿地に関する配慮が盛り込まれるような措置をとったと報告している。 • 目標 - COP8 までに 100 か国を超える締約国で湿地問題が教育課程に組み込まれているようになること。

実施目標 3.3: ラムサール条約事務局の広報活動を改善する。また、条約とその広範な適用を一段と促進すること及び湿地の価値と機能に対する意識を高めることのできる「条約広報戦略」を策定する。

行動	進捗状況、優先項目、目標
行動 3.3.1 条約事務局の広報活動、特に地域そして国内広報ネットワークの創出とその機能に関する活動を見直し、新しい資料と技術の利用を開発し、既存の資料を改訂する。[条約事務局]	<ul style="list-style-type: none"> • 「普及啓発プログラム」はこの期待に応えるものである(決議 .9)。
行動 3.3.3 各地域の持つ個別の問題、そして未加盟国に対しては条約加盟に伴う利点を強調した資料を準備して、既存の「ラムサール条約情報セット」を補完する。[常設委員会地域代表、条約事務局、締約国]	<ul style="list-style-type: none"> • これはこの 3 年の間に小島嶼開発途上国に関してはすでに実施された。また、同様の資料が西アジアの国々のために現在条約事務局によって作成されつつある。 • 目標 - COP8 までにこの種の資料を西アジア及びアフリカのために作成すること。
行動 3.3.4 締約国、常設委員会委員、科学技術検討委員会、条約事務局、協力機関を結び付ける、電子メールネットワークと電子掲示板 / メーリングリストを作成し維持するために、電子通信業者の支援を求める。[すべての関係者]	<ul style="list-style-type: none"> • インターネット上の条約のサイトが、条約事務局の主要広報ツールとしてますます重要になってきている。1998 年 8 月には、このサイトを訪れた人は 87 カ国から延べほぼ 6500 人に上り、検索された書類の数は 23,000 近くにもなる。さらに、メールグループ(ラムサールフォーラム、ラムサールエクステンジ、科学技術検討委員会、常設委員会)も効果的に機能している。民間企業の支援を引き出すための取組はまだ実施されていない。「普及啓発プログラム」は条約の広報ツールとしてインターネットを今後もさらに活用、適用することを提案している。「エビアンプロジェクト(上記 2.8.1 参照)」からの資金援助によって、多くの開発途上国の担当省庁がこの 3 年の間にインターネットにアクセスできるようになった。 • 目標 - COP8 までに、条約のインターネット上のサイトのための協賛者を見つけ、すべての締約国がインターネットにアクセスでき、ラムサールのホームページでフランス語とスペイン語がさらに活用されるようになり、300 人に及ぶ登録湿地管理者が条約事務局と、また管理者間で、インターネットを通信手段として活用できるようにすること。

<p>行動 3.3.5 1997-1999 年の 3 年間における経験に基づき、COP7 に向けて「条約広報戦略」を準備する。[常設委員会、条約事務局、締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記3.3.1を参照。
--	---

総合目標 4

湿地の保全と賢明な利用を達成するため、各締約国の関係機関の能力向上を図る。

実施目標 4.1: 特に途上国である締約国において、湿地の保全と賢明な利用を達成するために機関の能力を向上させる。

行動	進捗状況、優先項目、目標
<p>行動 4.1.1 湿地の保全と賢明な利用に責任を持つ、国内の既存の担当機関を見直す。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP7 においては、これは国別報告書の様式に具体的な質問としては記載されていなかった。さらに詳しい情報に関しては下記 4.1.2 を参照。
<p>行動 4.1.2 そのような見直しに基づき、以下のような方策を特定し実施に移す。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各機関の間の協働及び協力を増強する。 • これらの機関の継続的な活動を促進する。 • これらの機関に、適切な研修を受けた職員を適切な数だけ配置する。 <p>[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 8.1.9 も参照のこと。87 か国の締約国が、湿地関連活動を担当している諸機関がさらに協力関係を深めていくための、何らかの機構ができている、あるいは導入されつつあると報告している。その中の 8 カ国が国内ラムサール委員会は政府部門のみで構成されていると報告している。また、44 か国は政府と N G O の代表から構成されていると報告している。1995 年に開催された常設委員会で国内ラムサール委員会を持っていると報告した国が 21 カ国であったことを考えれば、条約のこの部分に関しては進歩がみられたということになる。 • 目標 - COP8 までに、すべての締約国に調整機構が出来上がっていること。具体的には、100 カ国以上の締約国で政府と N G O の代表で構成される国内ラムサール委員会ができること。さらに、COP8 までに、COP7 で国内ラムサール委員会を有していると報告した締約国のすべてが、その効果についての評価を実施していること(決議 .27)。

実施目標 4.2: 特に途上国において、湿地の保全と賢明な利用に関わる機関及び個人にとって必要な研修内容を特定する。また研修後に必要となる活動も実施する。

行動	進捗状況、優先項目、目標
<p>行動 4.2.1 「賢明な利用のガイドライン」を実施する際に必要な研修とその対象者を、国、都道府県、そして地方レベルで特定する。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • この行動に関しては、研修の必要性に関する分析が完了している、あるいは現在進行中だと報告したのは 22 カ国だけという、貧弱な結果となっている。 • 目標 - COP8 までに、75 カ国以上の締約国が研修の必要性に関する分析を終えていること。

<p>行動 4.2.2 湿地の保全と賢明な利用のために不可欠な分野で、現在行われている研修機会を特定する。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 4.2.1 に関して、国民にどのような研修の機会があるかを体系的に検討した締約国は比較的少数 (23 か国) にとどまったようである。 • 目標 - COP8 までに、75 以上の締約国で研修機会の検討が完了していること。
<p>行動 4.2.3 「賢明な利用ガイドライン」の実施に関連し、あらゆる地域において適用できるよう、... の分野の専門的な単元を含んだ、新しい研修活動と一般的な研修用単元を開発する。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国別報告書にこの 3 年間で新しい研修ツールの開発をしたと報告した締約国は 40 か国になり、上記 4.2.1 と 4.2.2 の行動に比べると、この行動に関しては幾分高いレベルの活動があったことがわかる。 • 目標 - 条約に定められた、重要な湿地管理者研修の新規取組に着手すること。できれば条約の国際団体パートナー (1 機関以上) とのパートナーシップで実施する。この新規取組はこれらの新しい研修ツールを推進し、生かすことができるものである。また「未来の湿地イニシアチブ」に関する下記 4.2.4 を参照すること。
<p>行動 4.2.4 以下のことを通して、管理者研修の機会を提供する：実地研修のための職員の交流、特定の登録湿地における試験的な研修講座の開講、登録湿地に湿地管理者研修用の施設を設置、世界各国にある湿地管理者向け研修講座についての情報を入手し広める。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 74 か国の締約国が、その国の湿地管理者が国内外で実施された湿地関連の研修を受けたと報告している。心強い成果があがっているようではあるが、研修の必要性 (4.2.1) と機会 (4.2.2) に関する情報によると、研修は優先順位の高い管理問題に対応するためというよりは、一時的で、機会がある時に行われるものとなっている可能性がかなり強いようである。 • 「未来の湿地イニシアチブ」についてここで特に触れる必要がある。条約事務局によって管理されているこの新規取組には米国が資金を拠出しており、新熱帯区における湿地関連研修活動には年間 25 万米ドルが拠出されている。 • 目標 - 上記 4.2.3 参照。また、アジア太平洋地域、東欧、アフリカ地域において「未来の湿地イニシアチブ」を始めるための資源を援助国や利害関係を持つ締約国に求めること。
<p>行動 4.2.5 「小規模助成基金」の「実施ガイドライン」において、研修活動に対する支援に高い優先度を与える。[締約国、常設委員会]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • この行動はこれまでの 3 年間でも実施されてきており、今後の 3 年間においても優先項目であり続ける。
<p>行動 4.2.6 湿地の保全と賢明な利用について、また、南・南間の協力 (途上国間の協力) についての、情報、技術的援助や助言、専門知識の交流を図る。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 4.2.3 と 4.2.4 参照。

総合目標 5

すべてのラムサール条約登録湿地の保全を確実なものとする。

実施目標 5.1: ラムサール登録湿地の生態学的特徴を維持する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 5.1.1 COP6(1996年)で採択された「生態学的特徴の実用上の定義」に照らし合わせた、登録湿地の生態学的特徴を維持するために必要な、的確な方策を見極めて実行に移す。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • この仕事は科学技術検討委員会によって完了され、COP7で報告された(決議 .10)。 • 目標 - COP8までに、各締約国は、登録している湿地の少なくとも半数の湿地の生態学的特徴を維持するのに必要な方策を明確にすること。
<p>行動 5.1.2 変化する可能性のある生態学的特徴を特定するために、地域社会及びその他の利害関係者から意見を聞き、関係者による湿地の定期的な内部検討を実施する。そして、対応措置をとり、必要な場合にはその湿地のモントルーレコード登録を申請する。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2.5.2を参照。COP7の国別報告書の中で生態学的特徴がすでに幾分変化している、あるいは近い将来に変化しそうなラムサール条約登録湿地があると報告している締約国は35か国であった。これには33か国の締約国にある115の湿地が含まれ、また、2か国は、国内の登録湿地のすべて、あるいは数か所で変化がすでに起こっていると報告した。決議 .12は、これらの締約国がモントルーレコードにこれらの湿地を登録することを考慮するよう求めている。 • 目標 - COP8までの期間に、条約のツールとして、モントルーレコードの適用と効用を促進すること。それは、レコードからすでに湿地を削除することに成功したいくつかの国の成功例の報告書を配布したり、出版することによって達成する。
<p>行動 5.1.3 モントルーレコードを見直し定期的に改訂する。(釧路会議決議 5.4、5.5、及び決議 .1) [締約国、科学技術検討委員会、条約事務局]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • モントルーレコードは条約事務局によって常に更新されている。 • 目標 - モントルーレコードに登録した湿地を持ち、COP7以前にラムサール諮問調査団が完了している締約国は、COP8までにレコードから湿地を削除できることを保証するのに必要な行動をとることが求められる。
<p>行動 5.1.4 ラムサール登録湿地の将来の管理についての助言を提供するため「管理ガイダンス手順」(モントルー会議勧告 4.7)の適用を増やす。[締約国、常設委員会、条約事務局]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • COP6以降、ラムサール諮問調査団(以前は管理ガイダンス手順と呼ばれていた)が締約国5か国の9か所の登録湿地で実施された。さらに、モントルーレコードからCOP6以降、6つの湿地が削除された。また、COP6以降、モントルーレコードに登録されている19の湿地を条約事務局が訪れ、管理に関する助言を提供してきた。 • 目標 - 上記 5.1.2 と 5.1.3 参照。
<p>行動 5.1.5 「管理ガイダンス手順」派遣調査団の報告書にある勧告の実施を促進する。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 5.1.3 参照。

<p>行動 5.1.6 有毒化学物質(勧告 6. 14)、気候変動、海水面の変化を含む地球規模の危機が、ラムサール登録湿地の生態学的特徴に与える可能性がある影響を特定する。[科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術検討委員会は、湿地リスク評価の枠組み(決議 .10)を開発し、この行動にある程度は対応している。 目標 - COP8 までにすべての締約国において、「湿地リスク評価の枠組み」が定期的に適用されること。科学技術検討委員会は、気候変動が湿地にもたらしうる影響と、湿地が気候変動及び海面上昇を抑制する上で果たしうる役割を、COP8 で包括的に検討するための準備をすること。
---	---

実施目標 5.2: 条約の「管理計画策定ガイドライン」に沿ったかたちで、また、地域社会と他の利害関係者の参加を強調しつつ、すべての登録湿地に対して湿地管理計画を策定し、実行に移す。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 5.2.1 現場での経験及び勧告 6. 13 に照らし合わせて、「管理計画策定ガイドライン」の見直しを行う。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術検討委員会は条約事務局の支援を受け、COP6 以降この見直しを完了した(決議 .12)。科学技術検討委員会は、できるだけ優れた管理計画を締約国が準備することを支援するために、追加手引きの開発を勧告している。 目標 - この 3 年の間に実施された見直しの結果出てきた勧告に沿って、科学技術検討委員会は、COP8 で検討されるように、管理計画のための追加手引きを準備すること。
<p>行動 5.2.2 締約国の参考になるように、1999 年の COP7 以前に、地方、地域レベル、または集水域や沿岸域レベルで、登録湿地の管理計画の好例と考えられる 10 例の事例研究を出版する。[科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2.6.4 にあるように、COP7 までに完了した他のプロジェクトの下で集められた多くのケーススタディには管理計画策定活動が含まれている。これらのプロジェクトとは、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(決議 .8)と「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」(決議 .18)である。これらのケーススタディは COP7 の後で出版されることになっている。
<p>行動 5.2.3 地域住民や他の利害関係者から意見を聞いた上で、いくつかの湿地において試験的にプログラムを始め、COP8(2002 年)までに各締約国の登録湿地の少なくとも半数で確実に、管理計画がそれに代わる機構が準備中あるいは実施に移されているようにする。[締約国、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> COP7 の国別報告書によると、現在登録されている湿地の 44%、あるいは 416 の湿地が、管理計画を有している、あるいは現在準備中である(決議 .12)。 目標 - COP8 までに、各締約国にある登録湿地の少なくとも 4 分の 3 の湿地が管理計画を持っている、あるいは策定中であるという状態になること。また、すべての締約国がその計画の完全な実施を約束すること。
<p>行動 5.2.4 広い面積を持つ登録湿地、湿地保護区、その他の湿地について、ゾーニング(利用目的による区域分け)のための手段を確立し、実施に移すことを促す(釧路会議勧告 5. 3)。[締約国、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ラムサール管理計画策定ガイドラインの見直しにおいて、ゾーニングは締約国からのさらなるガイダンスが必要な分野だと特定された。 目標 - 上記 5.2.1 参照。

<p>行動 5.2.5 登録湿地はその他の湿地の中でも、特に環境変化の影響を受けやすく、また面積も小さなもの、あるいはそのいずれかのものは、厳正な保護措置の確立、そしてその実施を促進する(勧告 5.3)。[締約国、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ラムサール登録湿地管理におけるこの側面は COP7 の国別報告書の中では考慮されていなかったため、COP8 に間に合うように見直される必要がある。 目標 - COP8 で検討するために、規模が小さく、また環境変化の影響を受けやすい、あるいはそのいずれかの湿地において、どのように厳正な保護措置が実施されているかに関する詳細な情報を提供すること。
<p>行動 5.2.6 「小規模助成基金」の運用ガイドラインにおいて、登録湿地の管理計画策定への支援に高い優先度を与える。[締約国、常設委員会]</p>	<ul style="list-style-type: none"> これは COP6 以降実行されてきており、今後もそうであり続ける。

実施目標 5.3: 承認された標準書式に従い、国際的に重要な登録湿地に関する情報を定期的に入手し更新する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 5.3.1 湿地登録の指定が完了した際に、標準書式として承認された「ラムサール登録湿地情報票」に従うかたちで、ラムサールのデータベースに対し、締約国は登録湿地の完全な地図と記載を提出する。また、管理計画策定と生態的特徴のモニタリングに用いられるのに十分な詳細情報を提供する。[締約国、条約事務局、国際湿地保全連合]</p>	<ul style="list-style-type: none"> COP6 以降、条約事務局は登録候補として提出された湿地の記載を検証し、必要に応じて、標準書式にのっとった「ラムサール情報票」と詳細な地図、あるいはそのいずれかの形で詳細な情報が提出されるまで、登録を遅らせてきた。 今後もこれを慣例とする。
<p>行動 5.3.2 データベースの有用性を使い勝手を向上させるために、登録湿地の情報票や地図の抜け部分や不完全な部分を速やかに提出することを最優先事項とする。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> COP6 以降、この点においては大きな進歩がみられた。しかし、11 か国の締約国にある 54 の湿地については、適切な記載が、また、4 か国にある 8 か所の湿地については適切な地図が提出されていない。さらに、2 か国にある 21 の湿地に関しては条約の公式使用言語である 3 か国語のうちのいずれかの言語で湿地の記載を提出する必要がある。 目標 - 1999 年末までに、すべてのラムサール登録湿地の適切な記載と地図が提出されていること。
<p>行動 5.3.3 「登録湿地情報票」は、締約国会議が 2 回開催される間に少なくとも 1 回の頻度で定期的に更新されるようにする。このことは、条約の達成度合いの評価、将来の戦略計画作成、広報活動に役立つほか、登録湿地・地域・テーマごとの分析ができるようになる(決議 .13)。[締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、国際湿地保全連合]</p>	<ul style="list-style-type: none"> COP6 の後、1990 年 12 月 31 日以前に湿地を登録しており、その後記載を更新していない締約国はすべて、「ラムサール情報票」の改訂版を使って内容を更新し、提出するよう求められた。対象となったのは、この日以前に登録された 31 か国の 512 か所の湿地のうち、172 か所の湿地であった。1999 年 3 月 10 日までで、未だ更新された記載事項が提出されていないのは 11 か国の締約国にある 27 か所の湿地である。 目標 - 1999 年末までに、1990 年 12 月 31 日以前に登録された湿地で、更新した記載を提出することが求められていたすべての湿地が、それを提出し終わっていること。

<p>行動 5.3.4 COP7(1999年)までにラムサール条約登録湿地一覧を見直して改訂出版することとし、COP8(2002年)までにCOP7とCOP8の間に登録された湿地の要旨を作成する。[条約事務局、国際湿地保全連合]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「ラムサール条約登録湿地一覧(A Directory of the Wetlands of International Importance)」がCOP7で配布するために準備された。これはCD-ROM版もある。
---	---

実施目標 5.4: 急速な発展を遂げる情報通信技術と足並みをそろえるために、ラムサールデータベースの内容及び構造、そしてハードウェアとソフトウェアを常に見直す。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 5.4.1 現在データベース中にあるデータを評価し、締約国によって提供されたデータとの間に違いがあればそれを特定する。[締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、国際湿地保全連合]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上記5.2.2、5.2.3、5.2.4を参照。
<p>行動 5.4.2 GIS(地理情報システム)を構築する可能性を含め、見込まれる要求に対応できるようにデータベースを最新のものにして更新を行い、それらに応じて構造を改良する。[条約事務局、国際湿地保全連合]</p>	<ul style="list-style-type: none"> これは「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議.9)にすでに示されている。 目標 - COP8まで、あるいはそれ以前に、インターネット上にラムサールデータベースをオンラインにすること。それには、地図を作製するためのGISを含め、データベースの双方向検索機能が備わっているようにすること。
<p>行動 5.4.3 電子通信ネットワーク(インターネット)や、フロッピーディスクやCD-ROMのランタイム版を通じて、また特別報告書やその他の成果品で、データベースを多くの人々が利用(読みとり専用)できるようにする。[条約事務局、国際湿地保全連合]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5.3.4と5.4.2参照。それに加え、国際湿地保全連合が出版物の「世界のラムサール登録湿地の概況(Overview of the World's Ramsar Sites)」の改訂版を準備し、COP7で配布した。
<p>行動 5.4.4 ラムサールデータベースと互換性のある国内湿地データベースの各国での構築を支援し、情報交換と相互交流ができるよう共通の規格を開発する。[締約国、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> これは「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議.9)にすでに示されている。国際湿地保全連合によってCOP7の分科会「地球全体の湿地資源と目録の対象となる優先事項に関する評価」で準備されたこの報告書と、関連決議(決議.20)は、情報交換と相互交流ができるように、目録とデータベースの標準規格を条約が推進するよう提案している。 目標 - COP8までに、世界全域からアクセス可能な国内湿地データベースを50か国以上の締約国が作成し終わっていること。

総合目標 6

条約の選定基準に合致する湿地、特にまだ十分登録されていないタイプの湿地、そして国境をまたぐ湿地を国際的に重要な湿地のリストに登録する。

実施目標 6.1: ラムサール登録湿地の選定基準に合致する湿地を特定し、登録を十分に考慮する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 6.1.1 登録湿地候補地を特定した地域の湿地目録を作成、定期的に改訂(特にアフリカの場合)、そして広く配布する。[締約国、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 67 か国の締約国が国や地域の登録候補湿地を特定した一覧を持っていると報告している。「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11)に関して、下記 6.2.1 を参照。 目標 - 6.2.1 参照。
<p>行動 6.1.2 各締約国の領土内において、登録湿地の候補となる国際的に重要な湿地、そして都道府県や地方レベルで重要な湿地を特定した、国内科学的湿地目録を作成、改訂し、配布を行う。[締約国、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 46 か国の締約国が国内湿地目録が完成したと報告している。さらに 41 か国の締約国が近い将来目録を作成するための準備を進めていると報告している。「国別目録」という用語を誤解し、重要な登録湿地のみが記載されているにすぎないもの、あるいは国内全域を網羅しているのではなく一部地域の目録にすぎないものを作成している国々も、この質問に「はい」と答えたのではないかと疑われる。国際湿地保全連合によって COP7 のためにまとめられた報告書「地球全体の湿地資源と目録の対象となる優先事項に関する評価」の内容からもこの見方が正しいことがわかる。 目標 - COP8 までに、50 か国以上の締約国が国内湿地目録を完成させること。また、世界全域からアクセス可能なデータベース(5.4.4 参照)に蓄積させること。
<p>行動 6.1.3 湿地の保全または消失の世界的な傾向を考慮するベースラインとなる、地球規模の湿地資源の定量化に着手するために、地域や国内の科学的湿地目録や、その他の情報源を活用する。[条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際湿地保全連合(上記 5.4.4 と 6.1.2 を参照)が準備した世界全体の湿地資源の広がりに関する報告書には、湿地面積の推定値が記載されている。しかし地球規模の湿地目録の内容が貧弱なこともあり、この数字は自信をもって示すことのできるものではない。63 か国の締約国が国別報告書のなかで、自国の湿地面積を計測していると報告しており、17 か国の締約国が湿地の喪失あるいは改変の率に関する情報がある程度持っていることを報告している。 目標 - COP8 までに、国際湿地保全連合のまとめた報告書の内容のフォローアップを詳細に実施し、世界の湿地資源の広がりに関するできる限り優れた情報を条約が確実に提供できるようにすること。国内湿地目録が完成するので(6.1.2 参照)、その内容を地球規模のデータセットに組み込むこと。

<p>行動 6.1.4 水鳥と他の分類群の個体群の大きさに関する情報を国際湿地保全連合と I U C N が更新する際にこれを支援し、これらの情報を登録湿地候補地を特定するために用いる。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> これは現在進行中のプロセスで、締約国が「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11、6.2.1 参照)を実施するに当たって活用することが可能となる。 目標 - COP8 で提出できるように、出版物「国際水鳥個体数推定値の第 4 版の草案を準備すること。
--	--

実施目標 6.2: 地球規模または国内で、特にこれまであまり登録されていない湿地タイプに関して、国際的に重要な湿地のリストへの登録湿地の面積を増やす。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 6.2.1 ラムサール条約の下での各地域及び各締約国内において、代表的な湿地タイプがすべて湿地登録されているようにするため、新たに締約国となった国家による湿地登録、そして既に締約国となっている国家、特に途上国による追加登録を促進して、登録湿地の面積が増えるようはからう。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> COP6 以降、43 か国の締約国で総数 151 か所の湿地が条約のもとに登録された。これで、1999 年 3 月 10 日付けで、登録湿地は 114 か国の締約国に総数 970 か所となった。COP5 と COP6 の間に新規に登録された湿地は 43 締約国の中の 202 か所の湿地だった。COP6 の際にも指摘されたように、548 か所の登録湿地が 13 の締約国に集中していることに懸念が抱かれている。同時に、加盟時に登録湿地が 5 か所以下だった 69 か国と、1 か所のみであった 35 か国は今もそのままになっている。 COP7 で、締約国は、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11)という決議を検討した。これはそのタイトルが示すように、今後の湿地登録により体系的な方法をとるためのビジョンと枠組みを提供するものであった。 目標 - 戦略的枠組みの中で提案されているように、「国際的に重要な湿地のリスト」の短期的目標は、そこに提唱されている体系的な方法に基づいて、2005 年に開催される COP9 までに登録総数を 2000 か所にまで増やすこと。さらに、COP8 までに、少なくとも 20 か国の締約国が、国内の登録湿地選択においてこの体系的方法を採用していること。
<p>行動 6.2.2 登録を考慮される湿地が登録湿地選定基準を満たすことを確認する作業において、締約国を支援し助言を与える(釧路会議決議 5.3)。[条約事務局]</p>	<ul style="list-style-type: none"> これは条約事務局が実施している仕事の一部であり、今後もそうあり続ける。

<p>行動 6.2.3 適切な場合には、特にサンゴ礁、マングローブ、藻場、泥炭地といった、これまであまり登録湿地として指定されていない湿地タイプが新規登録されるよう優先的に注意を払う。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 6.2.1 参照。上記 6.2.1 で指摘されているように、COP6 以降に登録された湿地の数は 151 か所にのぼった。その中の 55 か所の湿地は COP6 においてこれまであまり「国際的に重要な湿地のリスト」に登録されていない湿地タイプと特定されたものであった。新規登録分を湿地タイプ別に分類すると以下の通りになる。12 か所が藻場、8 か所がマングローブ、2 か所がサンゴ礁、36 か所が樹木のない泥炭地で 14 か所が森林性泥炭地。これはきわめて残念な結果だと言わざるを得ない。 • しかし国別報告書においては、25 か国の締約国が泥炭地の登録を、10 か国の締約国がサンゴ礁の登録を、17 か国の締約国がマングローブと藻場の登録を検討している報告している。さらに、11 か国の締約国はカルスト系の湿地を登録する方向に向かいつつある。46 か国は、魚類を基準に考えた湿地登録を、また 29 か国は水鳥を基準にした湿地登録を準備するための行動を起こしたと報告している。 • 目標 - 「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11)に長期的目標が定められている。それに基づいて、湿地タイプ別の短期的目標が定められる。
<p>行動 6.2.4 現状では国内法で特別な保護指定を受けていない湿地を保全し賢明に利用するための措置を講じる第一歩として、それらの湿地の新規登録に特に目を向ける。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • この質問は COP7 の国別報告書の中では検討されなかった。COP8 の国別報告書には含まれることになる。 • 目標 - すべての締約国がこの方法を検討し、人間による集中的な利用の対象となっている湿地の長期的な保全と賢明な利用を確実にすること。
<p>行動 6.2.5 国境をまたぐ湿地の登録を、優先事項として検討する。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国別報告書の中で、42 か国の締約国が、ラムサール条約登録湿地リストに含まれている湿地で国境をまたぐものを有する、と報告している。これに加え、40 か国が、同様の湿地を登録する計画があると示唆している。 • 国境をまたぐ湿地、すなわち共有される湿地の問題は「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)と「河川流域管理に湿地を組み込むためのガイドライン」(決議 .18)において扱われている。 • 目標 - COP8 までに、条約の下で 50 か所以上の国境を越えた湿地を登録していること。

実施目標 6.3: 国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準を継続的に見直す(決議 .3)。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 6.3.1 地球規模の湿地保全の優先事項及び価値を確実に反映するよう、一般的選定基準を継続的に見直す。[締約国、科学技術検討委員会、条約事務局]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11) - 6.2.1 参照 - に科学技術検討委員会が基準を見直したその成果が盛り込まれている。 • 目標 - COP8 での検討のために、科学技術検討委員会は泥炭地、藻場、マングローブ、サンゴ礁といった湿地タイプを登録湿地と特定し、登録するための追加的指引の草案を用意すること。
<p>行動 6.3.3 既存の登録湿地選定基準を様々な地域で適用する際のさらなる指引を提供する。[締約国、科学技術検討委員会]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • これは、上記で触れている、「登録湿地のための戦略的枠組み」という文書のなかで提供されている。

総合目標 7

他の条約や政府またはNGO機関と協力して、湿地の保全及び賢明な利用のための国際協力と財源確保を促進する。

実施目標 7.1: 複数の国家によって共有される湿地と集水域を管理するために、国際的または地域的に必要となる事項を特定し、それらに共通するアプローチを開発し、実施する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 7.1.1 国境をまたぐ国際的に重要な湿地(複数の国家に共有される集水域や河川流域を含む)を特定し、「集水域アプローチ」(釧路会議勧告 5.3)を用いて、これらの地域の共同計画を準備し実施するよう促す。[締約国、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記 6.2.5 参照。
<p>行動 7.1.2 国境をまたぐ湿地、あるいは似かよった特性を持つ湿地の姉妹湿地提携を促進し、成功例を国際協力の利点を具体的に提示するために用いる。[締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 25か国の締約国が他の湿地と姉妹湿地としての提携関係を結んでいると報告している。何年にもわたって条約がこの概念を推進していることを鑑みれば、この数は多いとは言えない。 • 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19) と「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9)はともに、姉妹湿地の提携を、知識の交流を加速させ、研修機会を促進する機構だとして推進している。 • 目標 - COP8 までに、姉妹湿地の提携が 100 以上になること。条約事務局はどの湿地が姉妹湿地であるかの記録をつけ、それを条約のインターネットのサイト上で公表する。